

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (19 . 1 定)			
日 時	平成 19 年 3 月 6 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	松本委員長、北野副委員長、上野・山田・井川・菊地・大橋・ 前田・成田・武井・高橋・佐藤 各委員		
説明員	市長、水道局長、総務・財政・市民・福祉・環境・建設各部長、 総務部参事、保健所長、小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、井川委員、高橋委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。森井委員が大橋委員に、佐々木勝利委員が武井委員に、新谷委員が菊地委員に、大竹委員が前田委員に、斉藤陽一良委員が佐藤委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、平成会、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

高橋委員

健康家庭表彰の廃止について

初めに、国民健康保険について確認をさせていただきたいと思います。

この事業の中の、健康家庭表彰について、まずこれがどういうものか、説明をお願いします。

(市民) 保険年金課長

まず、国民健康保険法の中で「被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない」と規定をされていることから、国民健康保険加入者の健康の保持増進を目的とし、国民健康保険の健康家庭の表彰を行うことにより、被保険者の健康保持増進、このような士気の高揚を図り、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とするための事業でございます。

高橋委員

それで、表彰の実績について確認したいのですが、平成10年度から平成18年度までの推移を教えてください。

(市民) 保険年金課長

世帯数につきましては、平成10年度が880世帯、11年度が842世帯、12年度が894世帯、13年度が989世帯、14年度が1,019世帯、15年度が1,066世帯、16年度が1,117世帯、17年度が1,133世帯、そして18年度が1,181世帯、このようになっています。

高橋委員

この推移を見ますと、平成10年度では880世帯、平成18年度は1,181世帯ということで、平成10年度対比だと1.3倍ぐらいになっているのですが、毎年徐々に増えてきているというふうに見えます。これについては、どのように考えられますか。

(市民) 保険年金課長

確かに委員がおっしゃいますように、実数の部分で見ますと、平成10年度が880世帯と18年度が1,181世帯ですので、300世帯ぐらい増えているのですが、同じように被保険者世帯も増えておりまして、平成10年3月末ですと2万6,400世帯ぐらいが18年度の3月末ですと3万2,900世帯ぐらいになっている。その率で見ましたら、平成10年度が大体3.33パーセントで、18年度が3.58パーセントと、率的にはそんなに変わってきていないのかと考えてございます。

高橋委員

1年間まるきり医療費を使わなかった方がこれだけいるという事実ですよね。それで、これが廃止になった理由を教えてください。

(市民) 保険年金課長

この健康家庭表彰につきましては、要綱に基づきまして実施しておりまして、今回その要綱の部分を廃止させていただいた。それで経過的には、平成17年度までは国の方から調整交付金という交付金の交付がございました。結果的に、補助対象になっていた事業が国の方の補助金の見直し等の部分で、その部分の補助対象から外れてしまったと、そのような部分が大きい理由になってございます。ただそのほかに、その状況の中で全道の他都市の状況等も調べてみた結果、やはり動向的にそういうふうな見直しをしているところが多い、そのような状況の中から廃止させていただいた事業でございます。

高橋委員

それでは、全道の各市の状況を簡単に説明してほしいと思います。

(市民) 保険年金課長

昨年の10月の調査による全道の主要都市の部分で見ますと、実際、制度を持っていない自治体が小樽市を含めまして5自治体、そして実施している自治体と同じく5自治体、これが主要都市の状況でございます。全道の状況を見ますと、制度を持っていないというような自治体が17、そして制度を実施している形が18、おおよそ半々ぐらいの状況になってございます。

高橋委員

それで、廃止になったのを私は知らなかったのですけれども、ほかの市を見れば、函館市、旭川市、北見市、苫小牧市はまだ実施しているということですよ。それで議論として必要か、必要でないか、廃止がどうなのかという話は一回もしたことがないので、廃止になる前に本当は議論しなければならない、または議論をしたかったというふうに思っているのですけれども、廃止によって、表彰された方々の意見というのは、どういう意見が上がっているのか、もしくはないのかを教えてくださいと思います。

(市民) 保険年金課長

この事業の見直しに当たりましては、私どもも廃止することに当たりまして、最後の平成18年度のときなのですが、例年この記念品の中に市長のあいさつ文を入れて贈っているのですが、そのあいさつ文の中には、事業の見直しによりまして今回をもって最後としますという形のお知らせをしたり、昨年9月の広報おたるの中で、該当者には記念品を贈りますと。何も広報をしなければ、何で市役所から来たのだろうという部分がありますので、そのような形の部分も兼ねまして、広報おたるに載せさせていただいたのですが、この中でもこの表彰は今年で終了いたしますと、そのような形のお知らせはさせていただいています。ただ、それに対しての反響的な部分は、特に電話等はございませんでした。

高橋委員

ある一定程度の効果はあったのかなというふうに私は判断しているのですけれども、ただ保険料を納めている側にすると、取られっ放しという感覚の人もいれば、やはり1年間健康でいられたという判断というのか、市役所側の判断というのか、健康保険の仕組みを運営している側から、やはりこういう表彰を受けるということは、非常にプラス効果があったというふうに私は思うのです。それで、今後の議論として、復活するしないは別にしても、被保険者の考え方というか、それからこの状況というか、よくそれは押さえてほしいというふうに私は思っているのですけれども、この点についてはいかがですか。

(市民) 保険年金課長

先ほども言いましたように、医療費の適正化に向けましては、結果的に大変重要な事項だと、そういうようなことの部分の認識はしてございます。その中で、新しいものを取り入れるなり、ある程度いろいろな動向を見ながら、やめていくものはやめていくと、そのような形をとらざるを得ないのかと、そのような形で考えてございます。ただ、先ほどの国の方の補助金が外れたという部分がございますので、今度今までは国の方の補助金の部分でやって

いた部分が、今度はそういうふうな形の部分の補助金がないといった形ですと、今度は保険料で見なければならぬというような形になってきますもので、そこら辺の部分の事業をある程度精査しながら、市民の方の御理解をいただけるような事業に取り組んでいかなければならない。そのような考え方は従来どおり持ってこれからも当たっていきたいとは思っております。

高橋委員

この健康保険については、またいろいろな議論がありますので、この点についてはまた違う機会で議論をさせていただきたいと思えます。

中央下水終末処理場について

質問を変えまして、水道局に伺います。

最初に予算説明書で、中央下水終末処理場の污泥処理棟の機械設備ということで、債務負担行為になっております。それで、平成19年度は、予定額が5億3,200万円になっているのですが、この中身を教えてほしいと思えます。

(水道)整備推進課長

平成19年度の污泥処理棟の焼却設備工事の内容ですけれども、平成19年度につきましては、機器の製作を主に行うことになってございます。

高橋委員

全体の金額からいくと、出来高ということで考えてよろしいですか。

(水道)整備推進課長

そのとおりでございます。

高橋委員

それで、昨年(平成18年)の第2回定例会でも質問しましたけれども、この工事の入札にかかわって何点か確認をしておきたいと思えます。

談合の問題があって、あの質問をしていた当時は5社の業者が該当するだろうということで話がありましたけれども、実際に入札されたのは4社指名をして、結局入札金額を入れたのは3社ということになったというふうに伺っていますけれども、この過程を若干説明していただきたいと思えます。

(水道)整備推進課長

応募受付の締切りをしたのは6月21日でございますけれども、そのときに応募してきたのは6社ございました。そのうち2社につきましては6月9日付けで指名停止になってございますので4社、委員がおっしゃっていました5社のうち1社につきましては、応募してきていません。

高橋委員

それで、入札の内容については、ホームページで出ておりましたので、確認をしているわけですがけれども、この4社のうち1社が辞退した理由は何でしょうか。

(水道)総務課長

辞退した理由につきましては、入札指名通知後に予定価格を公表いたしました。また技術提案書を出していただいたときに、各社の見積書もいただいております。そういった中、予定価格と見積書の価格の差に大きな開きがあったということで辞退したというふうに聞いております。

高橋委員

それで、ちょっと戻りますけれども、4社を指名業者として指名したわけですがけれども、技術検討委員会としては、これは4社とも指名業者にできるというふうにした判断の内容についてお知らせ願いたいと思えます。

水道局原田次長

この今回の焼却炉につきましては、デザインビルドという入札方式を採用させていただいて、水道局としても初

めでの経験の入札方式で、まず技術条件を設定するというので、その技術条件に基づいて各社が提案をしてくる。その技術提案の内容を審査しなければならない。ここの部分が水道局の技術力ではなかなか難しいということで、これは事業団の方に依頼をしながら、その内容を精査していただいて、まずはイニシアルコストの問題であるとか維持・管理の問題、そういうトータル的なライフサイクルコストを評価して、この業者は指名に値をするかどうかというものをデザインビルドの審査会の中で審査をしていく。それを水道局の方に案として、事業団の方から内容を精査したものをいただいて、それを水道局の技術検討委員会の中で再度、札幌市の外部委員も入れた中で、最終的に小樽市水道局として判断した。それが4社であるということでございます。

高橋委員

それで、先ほど予定価格が出ていたのですけれども、以前の委員会の中で、私は全国の都市の状況を確認してほしい、どのぐらいの数字があるのか、どのぐらいが妥当なのか、そういう意味も含めて調査してほしいということで、話してあったのですけれども、それについてももしあればお願いしたいと思います。

（水道）整備推進課長

全国の流動焼却設備の実績のある7都市の調査を行いました。炉の大きさとしましては50トンから150トンということで調査をしまして、この焼却炉トン数と工事費の相関式を作成しまして、小樽市の場合は60トンであればどのぐらいの工事費になるのかということで算出し、参考といたしました。

高橋委員

その中身なのですけれども、何市のものを使ったのか、それからもし年代がわかれば年代も教えてほしいと思います。

（水道）整備推進課長

7都市です。年代は、流動焼却設備の実績が、新しい機械ですのでそれほど古くはないのですけれども、古いもので言いますと稼働年が1999年、それから新しいものと、まだ稼働していないところもございます。

高橋委員

比較的新しい数字だということですね。それで、整備推進課長の方である程度それをまとめて、では60トンの小樽市の場合と想定したときに幾らの金額になったのかを教えてくださいと思います。

（水道）整備推進課長

この全国の実態調査から先ほど申しましたように相関式を作成して計算した金額で言いますと約25億7,000万円になってございます。

高橋委員

これは、ある程度グラフにして、想定したという数字ですから正確な数字かどうかというのはわからないかと思うのですが、一応めどはつくということですよ。今回の予定価格を約16億円にした理由について内容をお示しいただきたいと思います。

（水道）整備推進課長

先ほど申しました技術提案書見積りは、4社から提出されたのですけれども、その最低額を参考にしまして、実際に今の汚泥棟にあります脱臭設備、これにつきましては既存の設備をそのまま活用することが可能であるということ。それから、デザインビルド方式ですので実施設計費も中に入っているのですけれども、それにつきましては、うちの方で別途積算をしました。

それから、機器費につきましては、ちょうど7都市の実質的調査から参考にしまして査定を行って、最低額から減額し、予定価格を16億2,488万円ということで切りました。

高橋委員

先ほど全国からの推計値で約25億円ということで、結構差があるわけですけれども、これはどちらの数字をとい

う話はなかなか難しいと思うのですが、高い方から比較すると約63パーセントという数字になるわけです。ただ気になるのは4社から提出された見積金額、これの中身がどういうふうになっているのかというのが非常に気になります。この数字は出せますか。

(水道)整備推進課長

数字については、ちょっと差し控えさせていただきます。

高橋委員

それで、入札の金額を見ますと、そんなに大きい差はないのですけれども、当然その予定価格を決めるための見積金額というのが非常に、ちょっとグレーゾーンになるところかなというふうに私は思っています。というのは、以前にも指摘したように、全国で談合があったときに、見積書自体を水増しして高く設定して入札をしていたという事実が判明しました。そのことを考えると、では今回の場合はどうなのかという疑問があるものですから、その辺の中身の精査といいますか、水道局としてはどのように考えていたのか、見解をお聞きしたいと思います。

水道局原田次長

委員のおっしゃるとおりで、あの談合があった中での焼却炉の入札ということで、水道局としても非常に慎重に予定価格の算出を行ってきたところでございます。その中では、やはり一つには今各都市の価格調査を徹底的に行うということがまず一つ。それともう一つは、いろいろ経験を、事業団は各市の全国的な視野でこういう焼却炉を持ちなさいという実績もございますので、事業団としてどういう考えを持つかという、これは事業団の感覚を採用するというわけにはいかないものですから、参考にアドバイスをいただくといいますか、そういうことで価格についてのアドバイスを受けてございます。

それと、今、整備推進課長の方からも説明しましたとおり、査定という部分も、各都市がどのような見積りに対して査定をしていたかという実態調査を行っておりまして、そういう中で総合的に我々が今できる範囲のこの調査を行い、査定をして、この予定価格を算出したということでございます。

高橋委員

できれば、後でも結構なのですが、この4社の見積金額の最低と最高だけでもいいのですが、その金額だけ教えてほしいと思うのですが、それは可能ですか。

(水道)整備推進課長

後ほど。

高橋委員

あともう一つ、今後のスケジュールなのですが、完成までの主なスケジュールについてお知らせ願います。

(水道)整備推進課長

先ほど少し触れたのですが、平成19年度につきましては、機器の製作を主に行います。20年度につきましては、機器の据付け、それから配管、ダクト等、それが主な工事内容となります。それと21年度につきましては、試運転を行いまして、10月ぐらいまでには稼働が可能と考えております。

高橋委員

最後に、原田次長からそういうお話を伺って、それなりのことをやられていると思うのですが、今後大きな金額を使って下水処理場は改修というか更新をしていかなければならないというふうになると思います。前にも話したように、非常に狭い、そういう業界ですので、やはりいい意味でも悪い意味でも、きちんと自分なりに調査をする、若しくは情報収集するというのが非常に大事になってきますので、また引き続きこの件については議論させていただきたいですし、ある程度情報が整理されたら、またぜひ教えていただきたいと思いますので、この辺よろしくお願ひしたいと思います。

あと設計について、小樽市水道局内の特記仕様書がもしありましたらいただきたいと思いますので、これはいかが

でしょうか。

(水道)整備推進課長

発注仕様書という形でつくってございますので、後ほどお渡ししたいと思います。

佐藤委員

除雪問題について

雪の問題を少し質問したいと思います。

まず、ごらんのとおり今年は異常な暖冬で、全国的にも暖かいわけですがけれども、最初に聞きたいのは、まず小樽市の平均気温、降雪量、それから積雪量について教えていただきたいと思います。

(建設)雪対策課長

除雪について、平均気温でございますけれども、気象庁のデータで申し上げます。今年度の12月から2月までの平均気温につきましてはマイナス1.3度。平年比から比ますとプラスの1.4度となっております。また、降雪量でございますけれども、3月5日時点374センチメートル、積雪深でございますけれども52センチメートルということになってございます。

佐藤委員

これは例年に比べてどうなのですか。大分体感的にも暖かいし、また雪が降らなかったと思うのですがけれども、過去の数字と比べてどのようになっているのか教えていただきたい。

(建設)雪対策課長

平均気温については、先ほど申し上げましたけれども、平年比プラス1.4度ということと、また2月23日にプラス10.7度、これにつきましては高い方の第3位という状況になってございます。そういう面においても比較的暖かい冬だったのではないかと思います。積雪深、降雪量でございますけれども、これも気象庁のデータで降雪量の平年値ということで610センチメートル、これにつきましては今年度現在で61パーセントという状況になっております。また、積雪深につきましては平年値が93センチメートル、これにつきましては52センチメートルということで56パーセントになってございます。

佐藤委員

プラス1.4度というのは、過去の統計から見て、どの程度の位置に値するのでしょうか。過去の統計を持ってきて、一番暖かかったとか、何番目に暖かかったとか、そんな感じでいいです。

建設部次長

気象庁の方では、12月から2月までの3か月間の平均ということで報告しますけれども、そういう統計のとり方は、ちょっとうちの方で数字を受けてやった結果として、気象庁の方でそういう形では出していないのですがけれども、ちなみに1月の月の平均は、過去のデータとしては暖かい方から8番目、2月については9番目ということでお聞きしております。

佐藤委員

そういう意味では、それほど突出して暖かかったというわけではないのですね。東京へ行ったら雪が一度も降らなかったということで、観測史上初めてという話なのですがけれども、小樽も少しは暖かかったのかなという感じはしたのですがけれども、統計するとそうでもないということのようでございます。

それで聞きたいのは、これだけ暖かいとロードヒーティングの光熱費、これは当初予算で2億320万円と出ていましたけれども、現在どのぐらいの費用なのですか。

(建設)雪対策課長

ロードヒーティングの光熱費の状況でございますけれども2億320万円、これはロードヒーティングの全予算を占

めておりました、このうち電気料と光熱費につきましては 1 億 8,400 万円、このうち 2 月請求での段階ですけれども 1 億 1,500 万円の請求になってございます。

佐藤委員

もう一つは除雪回数とそれから排雪回数、これは例年と比べてどのようになっていますか。

（建設）雪対策課長

例年ということですが、平成 17 年度の大雪時を除いて、過去 5 年間平成 13 年度から 16 年度までの数字と比べますと、除雪の回数でございまして、これはおおむねそのうち 80 パーセントになってございます。

また、排雪回数というよりは排雪量でお答えしたいと考えております。それにつきましても、過去 13 年度から 16 年度の平均値と比べますと、47 万立方メートルに対して今年度 3 月 3 日時点でございまして、22 万立方メートルの排雪を行っております。

佐藤委員

この除排雪の金額が 7 億 3,600 万円になっていますよね。この執行状況はどのようになっていますか。

（建設）雪対策課長

除雪費の 7 億 3,600 万円の一部でございまして、除雪委託料でございまして、このうち現在 2 月末でございまして、約 75 パーセントの執行状況になってございます。

佐藤委員

これだけ執行状況が 75 パーセントということになりますと、どなたか聞いていましたけれども、業者の関係がかなりひっ迫してきているのかという感じがします。今年から出来高払いという形になりまして、雪が少なくなると市の方はいいのかもしれませんが、業者の方が厳しくなっているということで、今どんな話合いをしていますか。

（建設）雪対策課長

業者との関係でございまして、契約上につきましては出来高払いという状況になってございます。また、今年度の少雪、執行率が上がっていない状況の中で、今後、業者等、JV の代表者と日程を決めまして、話をしている状況になっております。

佐藤委員

話の状況はいいのだけれども、話の中身、業者がどんなことを要求してきているのか、また、こちらからどういう形でもって話をして、まとめようとしているのか、その辺に立ち入って話していただけますか。

建設部次長

具体的には、まだ我々の方ではちょっと確認はとれていません。その中で、当然、事業の中ではいろいろと天候によって昨年大雪の中で、我々も業者の方には、体制を含む形でいろいろ設計を組んで発注したところでございます。その中で、こういうような気象を想定していなかったものですから、今後どのような詳しい話はわかりませんが、委託契約を結んだ形で行っているものですから、まず基本的にはその契約書に基づいた形の話の聞きたい。その中で、今後どのような形でそれを直していくのか、また御意見を取り入れていけるか、その辺はお聞きした中で判断したいと思います。

佐藤委員

いろいろな意見が出てくるでしょうね。業者の方も当てにしたところもありますから、今聞いてみますと、光熱費、ロードヒーティングの方で約 7,000 万円がまだ余っている。それから除排雪費の方で約 2 億円余っているということで、当初予算から 2 億 7,000 万円ぐらい余剰金が出てくるのです。これから雪が降るかどうかわかりませんが、降らないとしたら雪もないのに除雪することも、排雪することもないので、その辺のことはどう考えているのか。春先の除雪体制については、これからどう考えていくのか、教えていただきたい。

（建設）雪対策課長

春先の除雪体制でございますけれども、今後雪が降る降らないの状況もございますけれども、仮に降った場合は、その業者とは 3 月末まで契約を結んでおりますので、降雪状況によっては除雪をする。また、3 月末までの契約の中で、春の雪割り作業、また融雪水による凍結に伴って、砂散布の執行などが考えられます。いずれにしても、3 月 31 日までは気象状況にもよりますが、その気象に対応して作業は行っていきたいと考えております。

佐藤委員

車が走っている道路はほとんど雪が解けていますから、ただ砂をずいぶんまいたおかげで、砂だらけになっています。この辺の対策はどうするのでしょうか。

（建設）雪対策課長

今年度につきましては融雪が早いということ、また砂もかなり天気になれば砂ほこりが舞うという状況の中で、通常は 4 月から砂散布の回収を行っております。今年度につきましては、直営班でありますけれども、春の雪割り作業が終わり次第、路面清掃、また作業班につきましては、砂の回収などを行ってまいりたいと考えております。

佐藤委員

昨年と一昨年、ずいぶん雪が降りました。それで後から補正も組んだのですけれども、今年は総体的にいうと、このままいくとどうなのか、余りそうなのかなという感じもしますけれども、総体的にどうですか、どのくらいまで、当初予算では 9 億 4,030 万円を組んでいました。どの辺くらいまでいけそうなのですか。私たちとしては、これを一般会計にまた回していただいた方がいいと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

建設部次長

9 億 4,030 万円、除雪費というのはいろいろな工種がございます、先ほど執行率 75 パーセントというふうに答弁をしたのは、その 9 億 4,030 万円のうちのほぼ半分の約 4 億 5,000 万円が委託料なのですけれども、その部分での執行率が 75 パーセントです。そのほかにロードヒーティング代、そのほかに我々が直営班で機械を持っていますので、その点検料とか人件費、それに港内を利用した雪処理場ですから、夏場に行きますしゅんせつの費用とか、いろいろなものを含めた形で 9 億 4,030 万円になります。ですから、通常は固定経費みたいな形で執行の部分もございますけれども、雪の量に応じての部分でのお金の部分もございますから、雪が少ないからといっても、かかるものはかかっています。確かにロードヒーティング代についても、気温が高いということで、若干少ない方向に行っておりますけれども、いかんせんロードヒーティング代につきましては月に何千万円というお金がかかるものですから、それについては 3 月分については 4 月に来るので、ちょっとその辺はなかなか想定でしかわからない状況にあります。その想定の中で、お金が若干余るのでは、不用額が出るのではないかとということで想定しているもので、なかなか結果が来なければ出せないということで、ひとつ御理解願います。

佐藤委員

幾らかで出せとは言わないけれども、これだけ雪の降り方が違うのだから、たぶん全額を使うということはないでしょう。だから少しは去年の半分ぐらいの雪で同じということはある得ないと思うので、今の予想では、9 億 4,030 万円を全部使うということはないと思っていいですね。

建設部次長

あと一月弱あるものですから、過去にはやはり 3 月に 100 センチメートルほど雪が降ったという年もございます。ですから絶対ということはありませんけれども、今の気象庁の 1 か月予報なども聞きますと、暖かい方に推移するということで聞いているものですから、このままでいけば何とか予算のうちの数字の中で、不用額が生じるのかなということで考えております。

佐藤委員

これは、幾ら残るなんて言うと、またいろいろと差し障りがあるので、これ以上は聞きません。

それで、次の質問に移りたいと思います。

佐藤委員

障害者自立支援法施行による障害程度区分の認定について

自立支援の関係なのですけれども、現在、自立支援の認定をしていますけれども、障害程度区分の認定の進行状況というのは教えていただけますか。

（福祉）地域福祉課長

障害程度区分の認定の状況というお話でございますけれども、2月9日現在で判定した人数としては257名となっております。平成18年度審査会にかけなければならないだろうということで、10月段階で私どもが考えた数が280名だったのですけれども、施設の方が新体系へ移行しなければ認定しなくてもいいわけですので、その辺からいくと280名の予想に対して2月初めで257名ということで、おおむね予想どおりといたしますか、認定が遅れて御迷惑をかけているとか、そういうことは生じないで、予定どおり進んでいるというふうに思います。

佐藤委員

今の数で言いますと、約30名が新体制にまだ移行していないということですが、これは将来的に、だんだんと新体制に移行していくという意向があるのですか。

（福祉）地域福祉課長

新体系への移行が5年間とということで、私どもも施設側とも連絡をとりながら、あるいは施設側の方から新体系へいつごろ移行したいということで認定していただきたいというような情報が来ることもございます。最終的には、平成23年度までには新体系へ移行しなければならない。その移行時期ですね、19年度当初から移行するとか、20年度から移行をするという、事業所側の移行の時期に合わせて認定を進めていかなければならない。ただ、10月1日で施設入所ではなく在宅の方とかの認定をしなければならないというピーク、そういうのは乗り越えて、あとは予定どおり進めていけるというふうに今は考えております。

佐藤委員

当初、障害者自立支援法ができたときに、どの施設でも入所をしている方々が、いわゆる半減するのではないかと、3分の1しか入れないのではないかと話が出ていたわけですが、現実的にこのように認定が出てきまして、現状、施設入所の方々はどのようになっているか教えていただきたいのです。

（福祉）地域福祉課長

判定の結果、入所していた方が退所せざるを得なくなったということが、調べましたところ、その障害程度区分からいくと、1次判定どおりに2次の審査会でも判定されまして、その結果、施設入所の障害程度に該当しないという方が現在3名だったのですが、ただ新体系に移っても5年間はそういう方も施設に入所することができるという経過措置の中で、この方々については、そのまま施設に入所し続けるというふうに判断していると施設側から聞いております。

佐藤委員

すべての方々が今までどおりに入所できるという話が今ありました、一安心なのですが、1次判定というのは、コンピュータが何かでやるのでしょうかけれども、聞き取りによって。これ1次判定で出てきて、2次判定ですか、いわゆる審議会みたいなものがあって、審査委員会みたいなものがあって、そこでいろいろな分野の方が集まって判定するというので、その1次判定と2次判定の間に差異というのは出てくるのですか。

（福祉）地域福祉課長

1次判定と2次判定の結果の違いということだと思っておりますけれども、身体、知的、精神といわゆる3障害がございまして、それ全体で見ますと、小樽市では、2月9日の審査会までの数字になっているのですが、1次判定から下方に1ランク下に判定が下がったのが1.9パーセント。それから1次判定どおり、2次判定でも変更ない

というのが53.3パーセント、それから1次判定から1ランク上に修正になったというのが32.3パーセント、それから1次判定から2ランク上に修正になったのが12.5パーセントとなっております。これにつきましては、国の方でまとめたデータがあるのですが、国の方では2次判定で上位に変更になったパーセンテージというのは35.1パーセントというのがございますけれども、小樽市は1ランク、2ランク合わせますと45パーセントぐらいということになっていますので、全国平均よりも上の方にアップするのです。そういう傾向になっているというふうに思っています。

佐藤委員

今お聞きしたら、1次判定から1ランク、2ランク上がった方が全体の約半分ぐらいありますね。その上がっていくということは、何か理由があるのでしょうかから、この1次判定に出なかった以外の理由でもって上がっていくのでしょうかから、その辺のことはどういうふうにランクを上げたり下げたりしているのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

1次判定というのは、委員がおっしゃったようにコンピュータの判定で決めまして、介護保険の方プラス何項目かということでやってございまして、2次判定の方は障害認定審査会という審査会にかけて判定をするわけですが、審査会ではその1次判定の結果プラス医師の意見書を基に判定することになりますけれども、先ほど答弁をしたのが3障害全体の中で答弁をさせていただいたのですけれども、例えば知的障害ですと1ランクアップが43.8パーセント、2ランクアップが18.5パーセント。精神では、1ランクアップが66.7パーセント、2ランクアップが16.7パーセントという数字が出ております。審査会の内容については、詳しい内容についてとかそういうのは、ちょっと非公開ということになっているのですけれども、事務局として入っている中での傾向といいますか、それをお話しさせていただきますと、やはり1次判定では、身体的なことしか出てこない傾向が確かにあるかと思えます。2次の審査会の方では医師の意見書というものの中で、例えば使っている薬とかもわかりますし、それから集団で生活しているときに突如として大声を出すとか、そういう障害の現れ方をするとかというのも出てくるわけです。そういうのを基にして、身体的には1人で生活できるのだろうけれども、この人には見守りの人が絶対必要だというような、個人の体以外のところを考慮して判定しているのかというふうに考えております。

佐藤委員

今お聞きしましたら、パソコンで認定するほかに、人がやはり一人一人の状態を見ながら、温かい目で見ていくという形になってきて、入所者から外れる方はいないということになってきて、少し安心しました。障害者自立支援法の当初案では、第21条の2項、3項をいわゆる当事者の意見表明、私はそうでないとかという意見表明の機会がうたわれておりますけれども、こういうことが今までありましたか。

（福祉）地域福祉課長

そういう例はございません。

佐藤委員

今後、相談支援事業、いわゆる自立支援協議会などについては、どのように考えておりますか。

（福祉）地域福祉課長

相談支援事業につきましては、平成18年10月から地域生活支援事業の中に位置づけられてございます。小樽市としては、障害者福祉司というのを配置してやっているというのが、従前どおり一つございます。そのほかに事業所の方に委託して実施している箇所数が4か所になってございます。

それから委員から今お話しがございました自立支援協議会なのですが、現在立ち上げに向けて鋭意準備をしているところで、19年4月には1回目の立ち上げをして、具体的には地域の中での相談支援体制ネットワークの構築等という大きなくくりが一つと、もう一つは困難ケースの個別計画づくり等々をやっていこうということで、現在、準備を進めているところであります。

佐藤委員

あとまとめて聞きますけれども、コミュニケーションの支援事業と、それから移動支援事業、地域活動支援センター、これに関してはどうなっていますか。

(福祉)地域福祉課長

コミュニケーション支援事業は手話通訳者、専任で今1名地域福祉課の方に配置しているのと、それから登録の手話通訳者がおりまして、手話通訳での派遣を行っております。これは従前からやっていたのが新しく地域生活支援事業に位置づけられたというものでございます。

それから、コミュニケーション支援事業ということで要約筆記も10月から委託して実施しております。

それから、移動支援事業につきましては、これは4月から9月までは移動介護という中で、いわゆる法の方でやっていたものが、10月から地域生活支援事業という中で市の実施事業となりまして、これについては従前から移動介護をやっている事業所の方をお願いしてやっている部分、それから従前は市の補助金でやっていたリフトカーとかそういう部分、これも地域生活支援事業の中の移動支援事業に位置づけられまして、従前どおり実施してございます。

それから、地域活動支援センターでございますけれども、これも10月からの市町村でやる地域生活支援事業の中に位置づけられました。これは簡単に言いますと、従前の障害者のデイサービス部分をやるということでございます。当初5か所の予定だったのが、現在6か所で市から助成を出して、地域活動支援センターということで行っていただいているという状況でございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

上野委員

初めに、建設部に伺います。

小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業費補助金について

小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業費補助金が7億1,780万円計上されております。このお金の出どころについて詳細をお願いします。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

この市の補助金7億1,780万円の内訳でございますが、この再開発事業費につきましては、国の地域住宅交付金制度を利用しておりまして、この地域住宅交付金につきましては、市が補助した額の45パーセントを国の方で交付するというようになっております。したがって、7億1,780万円の45パーセント3億2,300万円、これが国から、残り55パーセント3億9,480万円が市の実質的な補助ということになります。

上野委員

こちらの文書に書いていますけれども、事業主体に補助を行うと書いています。事業主体に補助をするのはわかるのですが、どのような形で補助しているのか、どのような部分で補助しているのか、もしわかればお願いします。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

どのような内容にこの補助金が使われるのかということでございますが、国の補助事業の制度の中では、補助できる項目が示されておりまして、今回その中で補助していくものにつきましては、一つには建築の工事の管理業務あるいは建物の除却費、解体費あるいは建物本体のいわゆる共用部分と言われております廊下とか階段とか皆さんが共用して使われる部分、それに駐車場施設、さらには補修費など、これらの一部について補助金が使われるということになってございます。

上野委員

今お聞きしたとおり、いろいろな分野においてこの補助金が使われているのですけれども、それに対して市の方としては、補助金が何に使われているのかに対してのチェック等はしているのでしょうか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

市が補助金を出すことになっておりますので、当然中身につきましては、市の方でチェックをしているということになります。

上野委員

これはたしか2年間にわたって補助金が出ると思うのですけれども、次年度の方は幾らぐらいの補助金の予定になっているのでしょうか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

お話にありましたように、この事業は平成19年度、20年度、2か年にわたる事業でございます。19年度は今答弁したとおりでございますが、20年度につきましては、市の補助金としましては5億2,450万円ほどとなっております、そのうち国の交付金を受ける額が2億3,600万円、残りが市の分ということで2億8,850万円ということで予定しております。

上野委員

2年間にわたって小樽から約6億円弱の補助金が出るわけでございますので、当局としましても、やはり先ほど申したようにどういうふうに使われているかということを鋭い視点でチェックをしてもらうことをお願いして、この項は終わりたいと思います。

生活保護について

次に、生活保護について質問します。まず生活保護を受けることができる方の基準を概略でよろしいので教えてください。

(福祉)保護課長

具体例としまして、70歳で単身の方であれば、当然生活扶助費、最低生活費、夏場は9万7,950円という保護費が出るわけです。それ以上収入等預貯金があれば、当然保護の申請というのは却下ということになります。

上野委員

ということは9万円ですから、そのうちの例えば6万円ぐらいになったら保護申請になると、そういう意味でございますね。もちろん財産等もなく、所有の土地もない、家もないということですね。

(福祉)保護課長

そのとおりでございます。

上野委員

実は、小樽は生活保護が大変多くて、ケースワーカーも大変な業務を毎日つかさどっておりますけれども、実は他の都市から小樽へ移転した場合の基準もそれと同じでしょうか。他の都市から小樽へ来て生活保護の申請をする場合も、今言われた基準でしょうか。

(福祉)保護課長

当然同じでございます。

上野委員

これは一つの実例なのですが、札幌で生活保護を15年ほど受けていて、その方がお金を使わないで、一生懸命貯金をしていた。それが小樽に来て預金通帳を全部示したら、生活保護の申請にならないというような、そういうことも知ったわけでございますけれども、基準でございますので、これはいたし方ないことと私は思います。しかし、小樽の方が15年、20年でもし辛抱してお金を持っていた場合は、そこまではチェックはしませんか、

するのですか。

（福祉）保護課長

先ほど答弁をさせていただきました、その生活保護の申請時に資産調査等をやりませけれども、継続保護受給者については、具体的な内容についての調査はしておりません。

上野委員

そうすると、他の都市から来た人は再申請ですので、それをチェックするというふうにとらえてよろしいのですね。

（福祉）保護課長

そのとおりでございます。

上野委員

私としては、若干矛盾があるのではないかなと。例えば生活保護を受けていて、その月のものは全部使いなさい、ゼロにしておきなさい、そのような、これははっきり言って、そういう形になるのではないかなと。下手にためてはだめですと。実際そういう実例がありました。私もその方が小樽市に来て、生活保護の申請をしようとしたところ銀行の通帳が二つあって、一つには生活保護をもらえないような、もうそれは何百万円という金ではございませけれども、そういうのでそれがなくなるまで辛抱しなさいと。こういう制度というのは、矛盾はたくさんあると思いますけれども、やはり国が認定している生活保護の制度において、都市間においてそういうことが今後もあり得るのかな、そういう約束事があるのでしょうか、それをちょっと教えてください。

（福祉）保護課長

生活保護法第4条に「保護の補足性」の原則がございます。その中には、生活困窮者の方が保護を申請される場合には、その利用し得る資産、それから能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活維持のために活用しなさいという原則、それからいうと、今、委員がおっしゃっている一生懸命保護費を節約しながら蓄えた分、それをまた新たに申請した場所で、それを資産とみなすということに対して、非常に疑義があるという御質問でございますけれども、今の保護制度ではやむを得ない部分でございまして、当然国の方も生活保護を受けていて、最低限度の生活をしている人がこつこつお金をためるとのことまでは、ちょっと想定外な部分であろうかなというふうには、解釈してございます。

上野委員

反論するわけではないのですけれども、今回の事例は想定外だったのですよね。年金で約6万5,000円ぐらいですか、それから生活保護で3万幾らですか、それを月で7万円しか、8万円しかその方が使っていなかったのですから、実際のところ。それで、その分がたまたま貯金としてたまった。それを正直に提出したのでそういう処分をすることになった。これは国の制度でございまして、私としては大変矛盾しているのではないかなというような気もありますけれども、あくまでもその方は単身でございまして、子供もいません。こつこつ自分のなけなしの金をためたものを、たまっているから、それではもう駄目ですという、あまりにも厳しい制度があることを一応私も認識しておきまして、この質問を終わらせていただきます。

病院事業会計について

次に、病院事業会計について質問いたします。

昨日も財政部の方に聞いたのですけれども、44億円の不良債務発生額がございまして、これを5年間で返済する。初年度である平成19年度は7億円、病院解消分が3億2,900万円、一般会計3億7,100万円、これは大変厳しい数字になっています。もちろん一般会計においても、この額は本当に厳しい額だと思います。ましてや病院の債務解消額、これは今後いろいろ鋭意努力をして、そしてこれを返していくというような、これも市立病院調査特別委員会でも聞きましたけれども、この件について病院の不良債務の解消につきまして、再度お答えください。

（樽病）総務課長

44億円の解消ということで、平成19年度から23年度まで5か年にわたって、不良債務を解消しようというふうに組まれて計画を立てておりますけれども、大きな部分としましては、現在ある7対1看護体制による入院基本料を引き続き確保していきたい。

あと、医師の確保というのは非常に大きな点ですけれども、医師の確保につきましては、19年度は今のところ2名増える予定になっております。そういうことで、引き続き医師の確保については努力していくということです。

そのほか退職手当償につきましては、平成18年度を収支計画に入れておりませんでしたけれども、これも1億7,600万円導入を図ることができるということで、今のところなっております。

そのほか業務委託の全面見直しということで、平成19年度から清掃なんかを中心ですがけれども、基本的に職員のいる職場はもう職員でやろうというふうに考えていまして、業務委託していたものをやめる。それで病室とかそういう患者にかかわる部分につきましては、これは委託業者でやろうと思っておりますけれども、そういうことで、それに伴って洗濯業務とごみの委託とか医事業務、これらにつきましても経費節減をしていこうというふうに考えておまして、職員みずからの意識も変わってきて、やろうということで考えております。

あとベッドの稼働率も、今、病床管理委員会というのがしばらく休んでいたのですけれども、これも2月からまた再度動き出しまして、やはり病床利用率で決まったこのベッドはこの科というふうに決めないで、やはり臨機応変にいろいろな科で利用できるような、そんな仕組みをつくっていきたいというふうに考えておまして、この5か年間で何とか収支改善を図っていきたいというふうに考えております。

（二病）事務局長

受診患者の増加を図るために第二病院では、今年1月から心臓血管外科外来におきまして、末梢血管専門外来と血管ドックを開設いたしました。新聞報道の御協力もありまして、3月に入りましてからは、新たに受診される患者も1日当たり十二、三名に増えたり、血管ドックの予約につきましては、約1か月半待ちの状況となっております。

また、循環器外来におきましても、4月から心臓ドックを開設する予定でございます。外来診療枠につきましても、医師1名が午前若しくは午後外来診療に入る枠を「こま数」と呼んでいるわけなのですが、2月末で内科診療を終了したことを受けまして、循環器外来のこま数を4月からは3こま増やす予定でありまして、本日からその試行を既に始めております。さらに、患者のニーズも高く、診療単価も高い脳神経外科の入院病床数につきましても、4月から53床を17床増やして70床に、医師数も4名から5名体制に増強をいたします。なお、脳神経外科の医師、看護師の努力もありまして、既に1日当たり65名を超える脳神経外科の入院患者を受け入れております。このほかにも4月から地域医療連携準備室を設置いたしまして、ほかの医療機関等とも連携を密にして、紹介患者の増加を図るなど収益アップを図るとともに、より一層の経費削減に向けまして、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

上野委員

皆さんの努力に対しては、私も認めざるを得ないのはわかりますけれども、はっきり言いまして、今年度8,500万円の基本設計の予算をつけた。そして、起債を受けなければならない。本当に待たなしのときで、このような改革を、今やっと手がけたというふうに私には見えるのです。これは終わったことを言っても仕方がございませんけれども、なぜ1年、2年前にそういうことを互いにやっていかなかったのか。これはもう過ぎ去ったことを言っても、これは私は言いません。

一つ聞きたいのですけれども、小樽の基幹病院とされる、掖済会病院、済生会小樽病院、協会病院等は、みんな土曜日も診察をしているのです。土曜日の午前中ないし午後でもやっているところもあります。札幌に行けば、市立病院も土曜日の午後でもやっているのです。なぜ小樽病院は、土曜日が休み、もちろん日曜日も休み、週休2日

ということが、それは入院患者はいますけれども、基本的には週休 2 日ですね。どうしてそういう、これで自主努力と言えるのか。どうにかして患者を増やすとなれば、せめて土曜日には開院してもいいのではないか。これは正直本当のところかどうかわかりませんが、変に土曜日にやってしまうと、出費がかさむからしないのだということも聞きましたけれども、土曜日をやらない理由というのをちょっとお示してください。

(樽病)総務課長

土曜日の診療ですけれども、一面からとらえればやった方がいいという面も確かにあるわけですが、病院経営全体として、やはり考えていかなければならないと思っています。それで、市立病院として果たすべき役割という面では、新病院の柱としても掲げておりますけれども、心臓とか血管疾患の診療、脳神経外科、それとがん診療とかということをやったり専門的な診療を果たしていかなければならないということ。それとやはり重篤な 2 次・3 次救急医療を担っていかなければならないという公立病院、市立病院の役割があります。これは新病院にかかわらず現病院も同じ役割と考えております。それと、地域完結医療というものを目指してありまして、これは一つの病院に必要な医療をすべてするというのではなくて、地域の中で役割を分担して、必要な医療を提供していくということで考えてありまして、やはり市立病院と市内の病院との連携とか、分担という観点から考えていかなければならないと考えております。

それともう一つ問題がありますのは、やはり勤務医の過重労働というのが今、社会問題となっておりまして、これにつきましては、勤務医から開業医になる医師が非常に増えて、勤務医が少なくなっているということで、これにつきましては、小樽病院も全く同じ状況が出てきて、うちの院長からも聞いていますけれども、そういう勤務が非常に多忙なために退職を申し出たという医師がいるという状況からこういう配慮が必要だということですので、現段階では、土曜診療というのは非常に難しいというふうに考えております。

上野委員

そこがやはりずっと今まで指摘されています、官の病院の体質だと。いろいろな理由があると思いますが、その今言ったように医師のことも含めて、いろいろなことがあると思いますが、そこを脱皮していくのは、やはりこれから新病院を建てようとしているのですから、官は官のやり方があるのだと。私はやはりもう官も民もないですよ。そのことを十二分にこれから検討していってもらえるのか、もちろんいろいろな問題はあります。これはもう何十年でしょう、これをやっているのは。今まで土曜日に診療したことはあるのですか。過去にもないでしょう、あったのですか。あればお示してください。医師がたくさんいるときに病院を土曜日もやっていたことはあるのですか。

(樽病)総務課長

ちょっと何年かははっきりしていませんけれども、この週休 2 日制ができる前は土曜日も診療しておりました。10 数年たっているかと思うのですけれども、その前までは土曜日も診療しておりました。

上野委員

しつこく言いますけれども、やはり、小樽病院にはまだ民間の意識がないのだと。土曜日にやっているときはあった、週休 2 日になって土曜日はやめたということですね。これはいろいろな理由はあります。それはわかります。けれども、これから二つの病院を統合して、市民が安心できる病院をつくれるとしても、そこにまた土曜日が休みだとか、そういうことが起きれば、病院の価値観が、1 週間で 7 日、そのうちの 2 日間休みということは、もう大変なことなのでございますので、そういうことも含めて検討を、今後の課題として、今までのことはよろしゅうございますけれども、課題として、どうぞ検討してください。小樽病院事務局長、どうですか。

(樽病)事務局長

委員の今までのお話で、私もそうだなと思う点は、いわゆるこれからの病院経営については、官も民もないということであるというふうに思っています。ただ、このいわゆる土曜日の外来診療の問題につきましては、先ほど小

樽病院総務課長から言いましたように、いろいろないわゆる病院の経営方針と申しますが、目標というか、そういうものも考えた中でいかなければならない。

それと一つ、小樽病院総務課長が答弁した中で一番大事な点は、医師の勤務状況がやはり非常に厳しい状況になっています。これは先月ある新聞に載っていましたが、一月の連続32時間勤務、これが月3回、これが当たり前になっているというような状況、そういった中で、例えば具体的に小樽病院で申しますと、医師の確保がままならない中で、土曜、日曜も入院患者を診に医師が出勤しているという実態もあります。それから夜は、入院患者の容体が急変した場合には、呼ばれて診なければならぬ。そういった中では、非常に休みもままにとれないような状況になっています。そういった中で、さらにこれ以上の過重労働を強いるということは、結局はほかの病院にも例がありますように、医師が開業のために退職していくという状況もこれは数多く私は聞いておりますので、そういったことも十分配慮して、この5か年の経営改善を図っていかなければならない、これが非常に大事なことだと思っております。

それと、いわゆる土曜日の外来、これは小樽病院がやはりやらなければならない、それだけのニーズがあるかという問題が一つあると思いますが、私どもが今考えているのは、外来患者を増やすというよりは、ベッドの稼働率が残念ながら今のところ70パーセントちょっとですから、これを何とか80パーセントぐらいに持っていけば、そういった意味では収益の面では貢献してくるわけですから、決して私どもは、いいかげんな気持ちでこの5か年計画を立てて実行していくということではなく、この5か年計画を不退転の決意で、職員一丸となって実行していかなければならないということですから、今、小樽病院総務課長が答弁したようにさまざまな経営改善を図っていきたい、具体的に実行していききたいということでございます。

上野委員

私はいいかげんなって何も言っていませんので、やはり皆さんが大変な努力をしているということをお認めしていますので、いいかげんにやっているとは思いません。皆さんのこの数字というのは、かなり慎重に将来性を持って、そして今の現実の世界をどうするかということを加味して、このような数字を出してもらった。財政部長も昨日これに対しては大変、本当に死ぬ思いでやらなければこれは達成できないですというふうに市のトップの財政の方も言っていましたとおり、私はいいかげんとも思っていませんので、本当にいろいろなことを加味しまして、やはり小樽病院が今から市民に受け入れられる病院になる、それこそが新しい病院のできる糸口になるのではないかと思いますので、今日質問をさせていただいた次第でございます。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

民主党・市民連合。

武井委員

私も新病院の建設関係についてお尋ねをしていきたいと思っております。

新病院における神経内科の開設について

一つは、新病院建設の特に神経内科の開設についてであります。

私の代表質問に対しての市長答弁でございますけれども、本年4月から月2回、神経内科医を派遣してもらえる見通しができた。したがって、本年4月から外来のみの診療を開始したいと、こういう御答弁がありました。これは月2回の外来ということですが、将来に向けての展望はどうなっているのでしょうか、お答えください。

（樽病）総務課長

小樽病院につきましては、月2回なのですけれども、月2回の派遣医ということで4月から外来診療を担当してもらう予定となっております。この医師につきましては、現在札幌の民間の病院に勤めている医師の方に対しまして

お願いして、月 2 回来てもらうという状態ですので、今後それらにつきましては、できるだけ回数を増やすとかできれば常勤の医師が来ていただければということで、大学とかいろいろな関係等に働きかけて確保に努めたいとは考えております。

武井委員

この場合はどうなのですか、札幌の病院から派遣してもらうような中身のようにすけれども、月 2 日ということになると医師の身分はどういうふうになっているのでしょうか。

(樽病)総務課長

この場合、身分はあくまでもその民間の病院の職員です。その職員の立場の中で、月に 2 回だけこちらに来てもらう。だから、そのときにその謝礼を払うということで、身分はあくまでも小樽市ではなくて、そちらの病院の職員ということですよ。

武井委員

こういうときの賃金の問題ですけれども、身分は向こうにあるわけですが、こういうとき、その方にはどのような賃金の支払い方をするのですか。出張回数に合わせてこうするとか、そういうような中身なのですか。具体的に教えてください。

(樽病)総務課長

月に 2 回ですけれども、支払の仕方は 1 日幾らというふうにして、相手方と話し合いをして、それで決めますので、2 日来たら、その例えば 1 日何万円といったらその倍、3 回来たらその 3 倍というふうにして計算して、1 日幾らという単位で計算しております。

武井委員

これは外来のみということですから、病院が今非常に大変な時期を迎えていることが前提なのですから、医師に来ていただいたときは看護師はつく、医師が来ないときは、看護師はほかの部署へ行く、こういう格好をとるのですか。どういうふうにご検討されているのですか、どうもわからないのです。

それと、患者にはどのような周知の仕方、何曜日と何曜日は決まっていますか、それともただ一月のうちの来られる日だけ 2 日間来るのか、患者にどのように周知するのか、お答えください。

(樽病)医事課長

まず、看護師の件ですけれども、これは内科の中で一つの専門外来的に月 2 回来ていただいて、内科の一つのブースを借りてやります。それで内科の看護師はかなりいますので、来たときにそこについて、いない場合は、またほかの医師につくというような形で、今後そのような配置を考えております。

それとまた、周知の方法なのですから、もう既に一般内科の外来と正面入り口のところに 4 月 1 日から、第 2、第 4 木曜日の午後の診察ということで張り出しましたのと同時に、4 月のほかの科のすべてのローテーションが決まり次第、医師会等を通して小樽市内の全病院にその旨、4 月 1 日からしますということでお知らせしようと思っています。

武井委員

第 2、第 4 木曜日ですね。患者の中で、問題はこれにぴったり合わないと、患者の都合で木曜日、木曜日と、第 2、第 4 というふうに分けられた日にちに都合が悪いと、今度はもうまたずっと来られないという、患者は診てもらえないという、非常に効率が悪いというか、結局小樽病院離れをするのではないかと思うのですけれども、こういう対策を何か考えていますか。病院離れをしないと思いませんか。結局患者が、第 2、第 4 の木曜日に都合が悪ければ、次の月までずっと診療してもらえないという、特に神経内科でございますから、そういう対策というのは何かあるのですか。それともそれはやむを得ないと、離れるなら離れるのもしょうがないと、こういう考え方なのですか、いかがですか。

（樽病）事務局長

今、委員のおっしゃっていることは小樽病院だけではなく非常に問題な点でして、これは神経内科だけに限らず、例えばうちの病院では、以前、糖尿病の専門の医師がいましたけれども、その方が退職をしまして、現在月 4 回、これも初めは月 2 回から始まって月 3 回、そして院長が足しげく大学の方に通いまして、今、月 4 回、糖尿病の専門の医師に大学から出張医として来ていただいて、予約制をとって、いわゆる診療している。血液についても月 3 回、これも血液の専門医というのが小樽病院にいたのですけれども、いずれも神経内科、それから糖尿病、血液も大学の医局自体に抱えている医師が極めて少ない。例えば院長から聞いた話ですと、札幌医大の糖尿病の医師というのは、糖尿病の専門の医師は 3 人しかいないという話で、その医師が大学病院でも診ているわけですから、その大学の医局自体が病院の方に糖尿病の専門医を派遣することができないということで、何とか今みたいな形で、院長が足しげく通ってできているという状況です。これも神経内科についても全く同じでして、医師がやはり少ない中で、ようやく民間病院で働いている医師に来ていただくということで、そういった意味からすると非常に患者には不便をかけていますけれども、私どもも院長が最善の努力をして、何とかそういった形でも診ようということで、今やっているという状況です。その辺は、ぜひとも市民の皆様にも御理解していただきたい。

それから、救急の場合には、ほかの病院でなくても、小樽病院に救急で来た場合は、何とか一般内科的な見方で診察はできると思いますが、あと対応できる患者については予約制で、その予約に合わせて来ていただければというふうに思っておりますが、非常にこれは厳しいというか、問題だと思っております。

武井委員

恐らくこういう非効率的な内容だけれども、今、小樽病院事務局長がおっしゃったように、医師の不足の手段として、仕方がないのだと、市民に協力してもらいようしようがないというような苦渋の言葉があったようですけれども、これでその 44 億円の解消の努力といったら、またこれはもう大変だとつくづく考えますが、いずれにしても次の問題もこれに似た感なので、また考えがあったら教えていただきたいと思いますが、第二病院に移ります。

第二病院について

第二病院も平成 20 年 4 月からの診療に向けて医師の派遣については、今、大学医局と協議中である、こういうことでございますが、見通しはあるのですか。

（二病）事務局長

私どもの病院では、実は今年の 4 月からお願いしたいということで、昨年の 7 月に大学の方に院長と一緒に訪問しております。大学に行きまして、たまたま教授と医局長と話しました。けれども、やはり大学の事情がありまして、今年からの派遣はちょっと難しいということで、今、来年を目指しているわけですけれども、たまたまこの医師の方は 40 歳ぐらいの方なのですけれども、小樽出身でして、実家も小樽にあるということで、将来的には自分も小樽で勤務したいという強い希望がありますので、来年に向けては確実に勤務していただけるように努力していきたいというふうには考えてございます。

武井委員

第二病院も小樽病院も、予約制というのが大体徹底しているようでございますが、今朝テレビを見て気づいたのですけれども、これは第二病院の内科の医師が 4 月 2 日に長橋十字街で開院しますとあって、結果的には今度はその分内科が循環器のみになるという状況のようですが、非常に今、市立病院離れと申しますか、医師がみんな離れていくような状況です。先ほどこの公立病院の役割分担の立場のお話がありましたけれども、第二病院の脳神経外科の医師も、今、駅前ですが、物すごく繁盛しております。今、長橋十字街の第二病院からの医師も物すごく繁盛しています。公立病院を離れていったらどうして大繁盛して、市立病院は廃れてしまうのか、どうもこのあたりが私たちにはわからないのですが、妙案を考えたことはありますか。

（二病）事務局長

たぶん脳神経外科の、もう 4 年ぐらいになるのですかね、開院した医師のことだと思いますけれども、やはり個人的な人気ですとか、そういった要素も多分に影響はあるかと思えます。今回うちでも評判のいい医師がやめていくということになりますけれども、また違った特色を持った、例えば今回来る医師はむち打ちの専門というような全国的に権威の医師が来られるということだとか、いろいろな特徴を持った医師が来られますので、なかなか妙案というのはないのですけれども、数も増やして何とか頑張っていきたいということは思っております。

武井委員

先ほどの問題に移りますが、第二病院の今大学医局との協議をしている来年の診療開院を目指して頑張っているということですが、協議内容はどのような路線に持っていったら進めようと、通年にしようという考えなのか、また特定曜日の協議をしようとするのか、どちらの方の考えで協議を進めているのですか。

（二病）事務局長

これは当然正職ということです。固定でずっと正職として勤務していただくと、そういう観点で募集をしております。

武井委員

大変でしょうが、ぜひともひとつ。これは現在の病院についてですが、次の問題は新病院についての問題です。

新病院におけるヘリポート建設について

ヘリポートです。これについては、この検討をさせてくれということでございますが、そのめどと申したら、基本設計の業務期限が平成 20 年 2 月末となっているので、その時期までには示したいと、こういう内容で御答弁がございました。しかしまた一方では、概算の事業費は 156 億円だけれども、さらにまた圧縮もしたいとも答弁しています。この 156 億円をどんどん圧縮していった結果、ヘリポートはなくなったということになっては困ります。このヘリポート対策は、後志二次医療圏との関連があつてのことだと思いますので、これらについてのヘリポートの見通しと申しますか、この予算の中には、これはもう私も指摘いたしました、屋上しか場所がないのではないかと申すのですけれども、市長の答弁でも敷地の中にはヘリポートの基地の場所がない。したがって、屋上になるのだろうかというようなニュアンスの答弁をいただいておりますが、これらを含めて、ヘリポートはまず間違いなく建てますという方向での検討ということによって理解してよろしいのですか。予算がないなんて言わないでください。

（総務）市立病院新築準備室鎌田主幹

ヘリポートの建設工事費についてでございますけれども、現時点での建設工事費につきましては、1 平方メートル当たりの単価を 30 万円を上限として積算をしております。それで、この単価につきましては、詳細な積み上げをしておりますので、ただ基本的には建物を構成する設備とか、こういったものも含めた単価として想定をしております。ヘリポートの設置につきましては、今後発注をいたします基本設計の中で、設置費を含めて課題を整理していきたいというふうに考えてございますけれども、設置する場合でも現在想定している単価の範囲内で行いたいというふうに考えてございまして、その上で全体工事費を圧縮していくようなそういった計画で進めてございます。

いつまでのというふうな期限についてでございますけれども、これは基本設計の中で以前示しましたイメージ図というのは、現在の築港の敷地の中でこういう配置であればおさまりますという例を示したものでございまして、今後、基本設計の中では建物の配置を含めて検討していくこととなります。その中で屋上に設置するのか、あるいはそれ以外の場所の可能性があるのかということを含めて基本設計の中で検討いたしますので、その期限であります平成 20 年 2 月まで、その中でこれは検討していきたいと考えております。

武井委員

私は、先ほどもちょっと触れましたし、代表質問でも触れたのですが、私が心配するのは、小樽の新病院にはヘ

リポート基地はできた。この後志二次医療圏との関係で、後志のどこの町といいますか、そこにもヘリポート基地がなければうまくないと思うのですけれども、そういう話し合いは進んでいるのですか、またこれからするのですか。考え方は、後志二次医療圏が第二病院だったのが今度は築港地区まで延びると、非常に遅れるので、私はそれをヘリポートに置きかえたことによって、この困難性を克服するのだなと、これは大変見逃してはならないことだと私は質問しています。したがって、そこが心配なので、後志との連携の関係はどうなっているのでしょうか、お答えください。

（総務）市立病院新築準備室長

ヘリポートの関係ですけれども、現在これから基本設計という形でいくのですが、ヘリポートについては今いろいろな問題が絡んできております。こういった面で、これの整理をしてかなければならないということが多いのです。我々としては、何とか新病院でヘリポートをつくる必要性は十分認識はしております。そういった面で航空法の絡みとか、いろいろな絡みが現在ありますので、その辺の整理をしていかなければならない。そういった中で設置するとすれば、当然その後志地区も範囲に含めた中で考えていかなければならないということもありますので、こういった形で後志地区と調整をするかということも出てくると思いますけれども、今後こういったところも含めて、徹底的に検討はしていきたいというふうに思っております。

武井委員

どうも歯切れが悪いのですよね。来年の２月といたら、もう１年を切っているのです。したがって、今それまでに結論を出したいということなのですが、設置するとすれば、もう後志二次医療圏も含めて話し合いが進んでいて当然だと思うのですけれども、話し合いは先ほど言いましたように進んでいるのですか、どうなのです。もう一度答弁してください。

（総務）市立病院新築準備室長

我々も今、ヘリポートの必要性というのを何回も答弁していますけれども、必要性を認識しているという中で、今の新病院の敷地で、実際にそのヘリポートが果たして離着陸できるかどうかという根本的な問題が一つあります。周りの建物の状況とか、地形の形状とか、こういったものもいろいろ考慮をした中で、詰めなければならないということがありますので、今、その辺のところもすべて基本設計の中で十分検討をさせていただくという形になりますので、それをどう後志地区とも検討をしていくかどうかというふうな形になると思います。

武井委員

市立病院新築準備室としては、市の広報にまでヘリポートをつくりますという計画を発表しているわけです。市民はみんな見ているわけですから、それを今度やってみたら結果的にはだめになったというときは、また広報にだめになりましたと載せるのですか。いつの間に都合の悪いときは載せないで、都合のいいときだけを載せるようなことのないようお願いしたいのですが、いかがですか。きちんとヘリポートについては大丈夫だ、任せておけと。総工費は156億円に圧縮されても絶対ヘリポートはやめないのだという決意も含めて、述べてください。

（総務）市立病院新築準備室長

ヘリポートにつきましては、基本的にまず消防がいろいろ絡んできます。消火活動とか、そういった面からも当然大型病院に関しては、国の絡みからも設置の必要があるということを言われていますし、またその防災上についても災害拠点病院という指定がされています。そういった中においても、やはり国においても必要性というのが指定要件としても考えていかなければならない部分がありますし、また医療上、1次・2次・3次救急ということについて、より高度な医療を受けるという面でもより早く患者を移送するということを考えれば、トータルで言ってもやはり必要性があるという面では、我々も考えています。ただ、やはりいろいろな問題がありますので、その辺の整理を今後しなければならぬことがあるものですから、何とかこの整理をつけていきたいという形です。

武井委員

いろいろ整理の仕方があるといえますから、計画倒れもその整理の一つになっているのかどうか、どうも心もとないと思っているのですが、このヘリポートだけは、私は新病院の一つの核だと思っています。したがって、ぜひとも計画倒れをすることのないように、今からお願いをしておきたいと思います。

次の問題に移ります。

道路問題について

道路問題です。先ほど公明党の佐藤委員からも質問がありましたが、私はこの雪割り問題について、ちょっとお尋ねしたいと思います。この除排雪費の執行率が75パーセント程度で終わりそうだと、予算の面では、少し胸をなで下ろしているかのような答弁を先ほど聞きました。

そこで、こういうような状況なので積雪も非常に大体50パーセント前後、60パーセントぐらいで、全体の一冬の雪の量については大体先ほどの答弁でもわかりました。ところが、どうもこの昨今の天候のせいでしょうか。滑っでもうどうしようもないということで、この雪割り路線はどうなっているのだということなのです。積雪ばかりにとらわれて、除排雪路線に入らないで、雪は降らないから「まあいい」なんて言っていると、雪割り路線をしなかったばかりに足を骨折する。今朝も私のところに電話が来て、骨折して病院に運びましたと。除雪はまだ一回も入っていないけれどもどうするのですかと、こういうおしかりの電話をいただいたのですけれども、そういう雪割りの問題は、先ほどの答弁の中でこれからもやっていきたいというような趣旨のことを言われたようなのですが、小樽市全体として、小樽は地形上雪が少なく、確かに雪が何も無いところもあります。ところが、あるところには、雪がまだつるつる滑る部分があるのです。だから、パトロール強化をしないと、どこの路線がどういう状況でということが把握できません。したがって、ぜひともパトロールを強化して、今後の雪割り路線について力を入れてほしいと思いますが、どうぞ担当者の答弁をお願いします。

(建設) 雪対策課長

先ほどの答弁でも話しましたが、現在そういう雪割り路線については、作業を計画的にやっている最中でございます。ただ、先ほどの委員のお話等々の問題につきましても、すべてがすべて同じ時期にできればいいのですけれども、計画的にやっておりますので、順次その作業を進める中で、やっていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

武井委員

今年はどうなのですか。そういう2種の2なんていうのは、今までに入っているのですか、いかがですか。

(建設) 雪対策課長

2種の2というか、生活道路でございますけれども、ここにつきましては、冬期間の交通の確保が難しくなった場合について排雪をしてございます。3種の4、5につきましては、通常は圧雪管理ということで、わだちが15センチメートル以上になったときとかについて除雪をしてございます。またそういう部分については、雪割り路線として、3月の最後にですが、雪割り作業ということで、実施するような状況の予定でございます。

武井委員

現時点で小樽市内に1、2、3種路線があるわけですが、一通りは除排雪が入ったというふうに理解していいのですか。まだそれが入っていないところがあるというふうに理解していいのですか、どうですか。

(建設) 雪対策課長

除雪については、降雪状況によって入ってございます。

また、排雪につきましても先ほども申し上げましたように、道路の幅員等の問題で入ってございます。また、すべての路線が入ったかということでございますけれども、雪割り路線、通常圧雪管理をしている部分につきましては、最後の雪割りを行った段階ですべてが入ったという状況になるかもわかりません。

武井委員

いずれにしても、先ほど言いましたように、状況把握をしなければいけません。したがって、ぜひともパトロール強化を速やかに、市民が安心して歩けるような雪割りに、積雪や降雪ばかりにとらわれなくて、足元の氷を割るような作業も含めて、ぜひともひとつ努力をお願いしたいと思うのですが、最終的に建設部長どうですか。

建設部長

今、委員がおっしゃるような状況の道路があることは承知してございます。雪割りも限られた機械、人員でやっておりますので、今逐次回っている状況でございますので、いま一度再パトロールをし、優先順位を確認しながら雪割りを進めたいというふうに考えます。

武井委員

ひとつよろしくお願いします。では、次の問題だけに絞ります。

旧隔離病棟について

今日は厚生・建設所管ですから、妙源寺通の市道についてお尋ねします。旧隔離病棟は引き続き使う施設かどうか、取り壊すとかいろいろな方法があるので検討させてほしい、こういう市長答弁をいただきました。このうち、なにをどの方向で検討するのか、あまり言葉がいっぱいあるので、私も迷っているのですが、一つ絞ってお答えください。

（二病）事務局次長

まず、この施設なのですが、旧伝染病棟になりますが、実際、今、用務員室、それから用務員の作業所、それからレントゲンフィルム等の保管庫として現に使ってございます。そういったことから病院といたしましては、今この施設を取り壊したり、切り離したりということについては、非常に難しいものというふうに認識してございます。

武井委員

今の答弁だと、ちょっと困るのです。そうしますと、市長がさらに新病院への移転に合わせて検討したいと、こう答弁しているのですが、この言葉を信じれということなのですか。

（二病）事務局次長

この旧伝染病棟とつないでいる渡り廊下がございまして、ここの部分が武井委員のおっしゃっている道路をつくる場合にまず一番障害になるところなのですけれども、今答弁しましたように、その旧伝染病棟というのは、実際に今使っているところでして、その渡り廊下の天井のところには、暖房のための蒸気管、それからそのスチームが水になって戻ってくるときの返り管、それからあとお湯の給湯管なんかも走っております。ですから、そういったことを考えますと、今新病院の建設を進めている中で、平成23年の秋の開院ということを目目標にしておりまして、またさらに先ほどもいろいろ委員からの質問であったとおり、病院の財政状況が極めて厳しいということとかも含めまして、そう考えると病院といたしましては、今、第二病院として使用している段階では取り壊しとかということについては、非常に難しいものというふうに認識しております。

武井委員

最初は、新隔離病棟ができるまで我慢してくださいという市の答弁なのです。それを信じていました。ところが新病棟ができたら、今度は倉庫ができただけで、新倉庫ができるまで我慢してくれとなった。そのうちに確かに仮の道路はつくっていただきましたが、冬期間通行止めと、こんな看板が出るようになった。そうしたら、急なためにつくってもらった道路が冬期間滑るので通行止めになったら、何のための道路なのだということになってしまって、市の答弁にう余曲折が非常に多くて、どれを信じたらいいのかというふうに困っているのです。ぜひとも病院の都合ばかり言わないで地域の都合のことも考えて、もう少し前向きな御答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

建設部次長

道路は建設部の所管になるのですが、病院に隣接する市有地を活用して、仮の道路を設置してしまっていて、十分夏場の維持管理というのはされてはいませんが、できるだけ現地を確認いたしまして、車はちょっと通れるような幅はないということは知っていますものですから、人が夏場通れるような状況を確認できないのかどうか、現場をもう少し確認いたしまして、それは考えております。冬場の雪につきましても、ちょっと建物が近いということなものですから、なかなかその建物の屋根から雪が落ちるという現状があるものですから、今すぐ道路の方はできないかわからないですけども、その辺もちょっと現地を見据えて、どのような方法ができるかどうか、現場の方を見定めたいと思います。

武井委員

これで終わりますが、いずれにしても、あそこの旧隔離病棟は物騒です。この間というか、以前に皆さんがあれを半分壊したのは意味がわかると思いますが、だれかが2階に入って火遊びをして火事を出したという経験がある旧隔離病棟です。したがって、今それほど大事な倉庫に使っているのであれば、もう少し管理をきちんとなしと、今のような問題が出てくるのです。何か、実際にそれを行っている病棟の大切さというのが目に見えてこないのです。ですから、ぜひとももう少し前向きに御検討、大分御検討という言葉を使っていますが、前向きな御検討をお願いして終わりたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時55分

再開 午後 3 時20分

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

小樽病院総務課長。

「診療報酬改定影響額について」

(樽病) 総務課長

3月3日の予算特別委員会の総括質疑の中で、北野委員からの質問の中で資料がないため、答弁をすることができませんでした診療報酬改定影響額につきましてお答えいたします。

平成14年度の診療報酬改定につきましては、マイナス2.7パーセントの改定率でしたが、その影響額、小樽病院で入院、外来合わせまして、マイナス1億7,700万円の影響になっています。第二病院につきましては、マイナス1億300万円、合計でマイナス2億8,100万円ほどの影響となっております。平成16年度につきましては、改定率がマイナス1.05パーセントでした。小樽病院ではマイナス6,300万円、第二病院ではマイナス3,800万円で、合計でマイナス1億200万円ほどの影響があります。18年度につきましては、改定率がマイナス3.16パーセントで、小樽病院につきましてはマイナス2,700万円、第二病院ではマイナス600万円、合計でマイナス3,300万円ほど。18年度は1月末現在と比較しております。現在の、おおよその試算の方法ですけれども、病院の医事会計システム上、個人別の単価の置きかえができないため、会計前の診療単価に改定率を掛け、患者数の増減を除いた条件で試算したものです。

委員長

これより共産党の質疑に入ります。

菊地委員

診療報酬の改定について

ただいま報告がありました診療報酬の改定のことについてなのですが、平成14年度でマイナス2.7パーセント、平

成16年度でマイナス1.05パーセントの引下げということで、それぞれ14年度では2億8,149万円、16年度では1億200万円という影響が出ているのですけれども、平成18年度はマイナス3.16パーセントの引下げで、影響額が3,362万円と少ないのですが、幅が大きいのに影響額が少ないのはなぜでしょうか。

（樽病）総務課長

平成18年度につきましては、3.16パーセントという引下げでしたけれども、7対1入院基本料という診療報酬制度の今回改定がありまして、それが小樽病院では10月から、第二病院では6月から7対1看護ということの適用を受けておりますので、その影響が非常に大きいために改定率が高かったのですけれども、影響はそれほどなかったという状況になっております。

菊地委員

病院事業会計については、また後ほどお尋ねしたいと思います。

国民健康保険証の交付について

初めに国民健康保険証の問題で、お尋ねしたいと思います。

実は全国的に国保料の滞納が今480万世帯、35万世帯が資格証に置きかえられているということですが、小樽市ではどのような状況でしょうか。資格証、短期証の交付状況を、この1年ほどの推移についてわかりましたらお願いします。

（市民）渡邊主幹

初めに、平成17年度、18年度の比較ですけれども、17年度の資格証明書交付数462世帯、18年度は460世帯、マイナス2世帯というふうになっております。次に3か月証、17年度が583世帯、18年度は537世帯となっております。6か月証ですけれども、17年度は522世帯、18年度は405世帯、このような状況になっております。

菊地委員

小樽では、逆に短期証については減っているということで、職員の皆さんの努力と国保料を納める人も頑張っているのかなというふうに思っているのですが、私は平成16年第1回定例会で、実は小中学生の子供がいる家庭には資格証の交付ではなくて、できるだけ正規の国民健康保険証の交付をしていただきたいというお尋ねをしました。そのときに、市長は釧路市の例も挙げながら、現場の職員の皆さんが、国保料を滞納している世帯の方々と接触や折衝に力を入れて、短期証の交付ができるようにしていきたいというお答えをいただいています。そういう結果と、またその事業がその後どういふふう継続されているかということについてお尋ねしたいと思います。

（市民）渡邊主幹

平成16年第1回定例会当時に御質問がありました小中学生のいる資格証の交付されている世帯、当時24世帯、これらについて優先的に接触を図るという答弁をしております。その結果ですが、その後24世帯が該当17世帯、これらすべてについて全世帯を訪問いたしまして、17世帯とも接触、面接をすることができませんでした。しかし、訪問した折りに、不在連絡票で事情をお書きしたところ、うち7世帯、こちらの方から連絡、一部納付がありまして、これらの世帯について短期証を交付したところです。

次に、その後の状況でありますけれども、小中学生のいる世帯も含めまして、資格証交付世帯には、繰り返し電話あるいは文書催告、あるいは外勤による訪問、これらを繰り返して接触、事情の把握に努めてきております。なお、接触できた世帯には、当然、小中学生等がいる世帯等を把握しておりますので、その中で事情をお聞きした上で短期証の交付と解決に努めるような仕方をとってきております。

菊地委員

実は、同じ新聞の報道で、子育て世帯の医療は奪えないということで、国民健康保険証の取上げをやめる自治体が広がっていると報道されておりました。山形県の六つの自治体の例が紹介されていたのですが、自治体の長の判断で特別の事情ということでは、これは自治体が判断することによっていいというふう厚生労働省が見解を示している

いうふうに、新聞報道がされていたのですが、それはそういう認識でよろしいのでしょうか。

（市民）渡邊主幹

資格証にかかわる特別の事情ということで、その中に小中学生等を入れられないかというお話だと思います。資格証につきましては、接触機会の確保と、それからそれぞれの世帯の事情の把握、これを目的に法で義務づけられているわけでありまして、小中学生のいる世帯を含めまして、繰り返し接触を図っておりますけれども、要は 1 年間滞納の状態が続き、全く接触できない世帯が一応資格証の交付対象となっております。特別の事情として、仮にその特別の事情に当たるとした場合に、届出が当然必要になってきますけれども、しかしこれらの届出を出すまでもなく、市の方に相談、接触に来ていただければ、事情を聞いて短期証を出すなど適切な対応が図られる。あくまでも接触がないために、こういった状態になっている。しかし、接触ができないまま、事情も把握できないまま、一律に資格証を小中学生のいる世帯を除外するということになりまして、接触機会の確保という資格証の目的にはそぐわないのではないかとこのように判断しています。

菊地委員

そのような場合、小中学生のいる家庭で、内科の病気とか、そういうのは、一、二を争うこともあるので、どんな状態であろうと病院に駆け込むということはあるのですけれども、歯の治療とかは我慢させたりとか、そういう事情ももしかしたら出てくるのではないかと、そういう実態、事例も学校の教員が察して、そしてそのことをきっかけに、この山形県の自治体は、できるだけ小中学生の子供のいるところには、初めから資格証を発行するのを配慮しようというふうに変ってきたというふうになっているのですが、1 年間連絡がとれるとかとれないとかということもあるのかもしれないけれども、できるだけこういう事情をきちんと市役所に話をするというようなことを、その世帯にきちんと伝えるための前段については、どういう手だてがとられているのでしょうか。

（市民）渡邊主幹

今たまたま歯の話が出ましたけれども、夕方 5 時過ぎに本人から電話がかかってきて、歯が痛くて病院に行きたい。当然、子供であれば我慢もできないということで、病気では入院に限らず、当然その歯が痛いというような事情であっても、本人からこういう事情で、もうすぐにも歯医者に行きたいから行かせてくれといった場合には、まず窓口に来てください。仮に、納付計画をつくっていただければそれで一番いいのですけれども、今手持ちのお金がない、そのかわりいつから払う。そのような話があった場合には、最低でも 3 か月証を渡しておりますので、そういうことから考えると、確かに小中学生のいる親が、子供が健康だから全く来ないのか、あるいはどういった事情で資格証のままにしてあるのか、ちょっと私どもでは判断できないので、その辺の事情を深く聞いて、適切に対処できるように、それこそ日中の訪問、あるいは夜間の訪問を定期的に繰り返し、接触の努力を図っているのですけれども、それでもなおかつ相手からの連絡も来ないし、こちらからの連絡もとれない、こういったような状況の部分では、いかんともしがたい部分があるのかというふうに考えております。

（「広報で知らせればいいのか、あんたいったこと」と呼ぶ者あり）

菊地委員

逆に、保険年金課収納係の職員が、そういうふうに接触に努力して、それでも会えないということは、逆に、その家庭はどうなっているのだろうかという心配も見え隠れするところです。やはりそういうときに、保険年金課収納係の職員が、その家庭を訪問したりとか、そういう努力をしながら、なおかつ会えないときには、学校を通じて、こういうことでぜひ来ていただきたいとか、本当に子供たちの健康を守るとか、そういう一歩踏み込んだ立場でのお知らせとか、そういうことも必要ではないかと思うのです。それと 3 年前は 24 世帯でしたよね。そういう意味では、このときの世帯は、たしか 500 世帯を超えていたと思うのですが、そのうちの 24 世帯でした。そういう意味では、こういった世帯では、特別な事情の範囲として、資格証は交付しない世帯とみなすと、そういうふうに割り切ってやるべきではないか、そういうことが今求められているのではないかとこのように私は思うのですが、市長の判断

でそういった措置はできないのでしょうか。

市民部長

今おっしゃっていた特別な事情ということでございますけれども、法律が決めているというか、考えているのは、あくまでもその世帯の保険料を納付することができない事情という中で、災害とか、盗難、病気、そういった事柄を考えているわけで、小中学生がいるからということではなくて、あくまでも保険料を納付するための、要するに収入がないとか、さまざまな理由の中で特別な事情というふうに認めているものですから、なかなか、今、委員がおっしゃるように小中学生をもって特別な事情というふうには、私どもとしては認めるということとは難しいのではないかとこのように思っております。

（「子育て支援でしょう」と呼ぶ者あり）

それで、先ほど学校ということでございますけれども、我々としては、先ほどからも話しておりますとおり、担当の方からはあらゆる機会を通じて、あるいはその直接お伺いをする中で、文書等々も入れながら PR に努めているところでございますので、なかなか学校を通じて、子供を通じて滞納しているからうんぬんというわけには、ちょっと私どもとしてはいかないのではないかと考えていますので、引き続きそういったことがないように接触する機会を何とか持てるような方法も、今後考えていきたいというふうに思っております。

菊地委員

ただ、やはり最初に滞納に至った理由というのがあるわけですから、そのときに、そこに子供がいる世帯ということで、ほかの自治体では、そのことを特別の事情として緩和しているという実態はあるわけですから、今、市民部長がおっしゃった答弁は、あまりにも国がこうだと決めたそのところを、全く自治体の判断でできるということに一步も踏み込んでいない大変機械的な判断かなというふうに思うのですけれども、その辺ではさらに接触の努力をしていただきながら、子育て、小樽の子供たちをしっかりと健康に育てていくという観点で、ぜひ今後も検討をお願いしたいと思います。

冬期間のごみの収集について

次に、冬期間のごみの収集についてお尋ねしたいと思います。

家庭ごみの収集について、平成 19 年度の予算案では、冬期収集困難地区の対策として、五つの路線を拡大して 64 路線で実施するとしています。このことで困難地区の解消は、どこまで進むことになったのか、お尋ねしたいと思います。

環境部副参事

冬期収集困難の対象路線数を私どもは全体で 86 路線ととらえてございます。平成 19 年度に向けましては、プラス 5 路線の中で、全体的には 64 路線ということになりまして、実施率で申し上げますと、74.4 パーセントということになります。

菊地委員

残り 25 パーセント強は、どういうことが困難で残されることになるのかについてお伺いしたいと思います。

環境部副参事

冬期対策の関係でございますけれども、やはり小回りのきく小型車でほとんど対応してございます。残っている箇所との関係でございますけれども、小型車が進入していても方向転換ができる場所がないとか、あるいはその道路が狭くて急坂であって、スリップ事故等の危険性があるというような路線が大体主に残っているところでございます。

菊地委員

今お話しいただいた理由で残されているというところがあるというのは理解はしますけれども、実は急な坂道で、たぶんここは車が通るのは大変困難だろうと思うところで、実際には冬場の収集が行われているところがあるので

す。一方同じ地区内で行われていない、こっちの坂はやっているけれども、こっちは収集されていないというところがありまして、いろいろお聞きしましたら、車が入らないときでも人力で、そこはブルーシートを上に入れて車のところまで職員が下げるといこともしていたということを知っています。そういう意味では、人力で解決してこうという方法はとれるのです。だから、それだとしたら車が入るとか入れないということから一歩踏み込んで、人力で回収しようとする方法が、なぜ片一方の坂はとられて、もう片一方の坂はとられないのか、そのことについてちょっとお聞きしたいと思います。

環境部副参事

ただいま委員からお話があったのは、一応私どもの対策路線として位置づけた中でも、その路線は恐らく一部分だけ人力でという対応でやっているのかなと思ってございます。先ほども言いましたのは、いろいろな問題点がございまして。例えば私どもの立場で申し上げますと、その地域の住民の方々の御協力をいただくことも必要な場面もあるかと思っております。それに向けていろいろな課題等を解決していきたいと思っております。そういう意味では、できるだけそういう解決方法を見いだした中で対応を考えていきたいと思っております。

菊地委員

もう一つ、平成19年度予算の中で、ごみの収集を全面民間委託というふうに出されておりました。私は、こういった冬場の困難な収集地区に、特別な手だてを必要とするという場所を、何か所か残したまま全面民間委託することで、この先この路線がきちんと解決していくのかという心配が非常にありますが、この民間委託の関係と、それから冬期収集困難地区の対策について、どのようにしていくのかということで、ちょっとお尋ねいたします。

環境部副参事

冬期対策の業務の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、その小型車の配備あるいはその収集人員の関係等がございまして、別個に委託契約を結んでございます。通常の収集業務とは切り離した中で契約をしてございまして、この冬期対策につきましては、市民サービスの向上を図っていくという中で、私どもといたしましては、年次的にその対策路線の拡大を考えていきたいと思っております。

菊地委員

その冬期収集困難地区の対策は、有料化導入のときの約束でもありますから、ぜひ解決をしていっていただきたいとは思いますが、それでしたら、私は民間への委託は、必ずしも賛成という立場ではないのですが、仮に全面民間委託になったとしても、この冬期対策については、市として責任を持って解決の方向を目指すということで確認してよろしいのでしょうか。

環境部副参事

先ほども申し上げたとおりでございます。

菊地委員

病院事業会計について

では、次に病院事業会計についてお尋ねしたいと思います。

平成18年度の補正予算案で、入院患者 1 人 1 日当たりの収入が4,341円の増になっていますが、これは先ほど改定のところでお話があった7対1看護体制の部分が大きいというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

（樽病）総務課長

平成18年度につきましては、診療報酬改定の中で、そのような改定がありましたので、その影響が一番大きくなっております。

菊地委員

ここでは7対1看護体制による医業収益を上げたその一方で、入院患者数と外来患者数がかなり減っています。結局は減額補正を余儀なくされているのですが、そういった実態を示されまると、44億円の赤字を5年間で解消し

ていくという計画も含めた平成19年度予算が、果たして現実的な予算案なのかということで大変心配があります。先ほど上野委員の質問に対して、19年度の収益を上げていくとしている主な要因については、医師数の確保というふうに答えていましたけれども、医師が1人増えたら幾らの増収になるのかについて改めて確認しておきたいと思えます。

（樽病）総務課長

平成19年度につきましては、トータルで1名、小樽病院の医師が内科で増えるというふうに見ておいて、その分での増加は2億9,600万円ということで見えております。これは内科の医師が増えることによって、外科の入院患者等も増えると、手術の入院の関係も増えるということで、その分も加味した数字ですので、単純な医師1人の稼ぎとかということではないという中身です。

菊地委員

そうすると、医師を増やしたりということでの医業収益というのは平成19年度予算でいくと、幾ら増えることになっていたのでしたか。

（樽病）総務課長

平成19年度予算では、入院収益につきましては、18年度の最終予算に比べまして3億7,400万円の増、外来収益につきましては9,400万円の増ということで考えて、見積もっております。

菊地委員

この平成19年度予算で18年度の減額補正の分は穴埋めができるというふうな数値だと思うのです。18年度予算では44億円の借金の返済については、一切ここでは考えられていませんから、19年度はさらに44億円の借金を返済するために、18年度の減額を元に戻して、さらに医業収益を上げなければいけないというふうになると思うのですが、そういうことを考えると、果たしてこれまで説明されたような医業収益の上げ方で44億円を返しながらか病院を運営していくということが可能なかと大変心配なものですからしつこく聞いているわけなのですが、その辺についてはいかがなのでしょう。

（樽病）総務課長

確かに今おっしゃったとおり平成19年度から44億円の不良債務解消というのを図っていくわけですが、その中では何回か答弁しましたが、例えば第二病院の内科病棟を診療単価の高い脳神経外科に振り替えることにより単価の増によって収益を増やしていく。そのほか、今も言ったように医師を増やすということで増を見ている。それと、あとは7対1看護体制による収益を引き続き確保していくということ。それと、退職手当債の導入を18年度から図った分も影響してきます。それと業務委託の見直し、ベッド稼働率の向上などを引き続きやっていく。あと人件費の削減、これも19年度以降も引き続き独自削減、地域間格差の是正などを図ってやっていくということで、44億円の解消を19年度からやっていくというふうに考えております。

菊地委員

先ほど、診療報酬の改定の影響額についてお答えいただきました。それと7対1看護体制も、そうはいっても、いつまでこういうことで措置されるのかということで、危ぶんで導入しなかった病院も全国的には多いというふうに聞いているのです。厚生労働省がこの先、診療報酬の改定も含めてどんな方針をとってくるのかということでは、非常に先行き不透明な部分もあると思うのですが、そういう見通しも含めて、果たしてこれまでお示しになった計画で本当に大丈夫なのかということについて、改めてお尋ねしたいと思えます。

（樽病）事務局長

今、委員がおっしゃいますように、この先は平成20年の診療報酬改定になりますけれども、2年ごとに変わっていますけれども、私どももこの診療報酬改定がどういうふうになっていくのか、どういうふうな考え方で進んでいくのかは、はっきり言って今予測はできません。そういった中で、5年の収支計画を立てる中では、マイナス診療

報酬改定というのは、確かに平成14年度からあるのですけれども、ただ診療内容等について、前年度よりその分での単価がどうなっているという状況が両病院で続いてきていまして、トータルで診療報酬のマイナスはあるのだけれども、他の診療項目等の内容の違いによって、逆に診療単価が上がると相殺すれば、いわゆる例えば14年度で見ますと、600万円ぐらいの逆に単価増による収益が増になっている。それから16年度は4,000万円ほどマイナスになっていますけれども、18年度は逆に4億9,000万円ほど増収になっていますから、こういったことを実績を踏まえまして、収益の見積りを立てる中では、診療報酬改定は確かにマイナス改定はあるだろうけれども、この収支5年計画の中では見ていない。これにつきましては、初め北海道の方から指摘があったのですが、うちの実績等も示しまして、一定の理解はいただいているところでございます。

菊地委員

いろいろ心配なところが多い財政計画かなと思います。市長は議会にはきちんと説明しているので、市民への説明責任は議会への説明も含めて果たしているというふうにおっしゃいますよね。私は、素人の域を出ないでお聞きをしているときに、全くの素人にもきちんと安心を与えられるような財政計画をきちんと示していただけると、大変ありがたいという立場でお尋ねはしているのですが、この先も財政計画については、何度となく確認をしたりお尋ねしていきたいというふうに思っています。

ところで、現病院の向かいにあります清汐寮を売り払うということでの補正予算も出ていますけれども、ここは一体幾らで売却の予定なのかお尋ねしたいと思います。

（樽病）総務課長

今のところ、まだ契約をしておりますけれども、不動産鑑定の結果ですけれども、予算としては2,520万円ほどを見ております。

菊地委員

実は、現在地での建替えを望む市民の声は、依然大きいものがありますし、場所の問題について私自身は決着がついたというふうには考えていません。この先どういうふうに変化が違って、現在地を含めて、場所に建設するというふうになるかもしれないときに、この周辺の用地をそのまま確保しておくということでの利用価値は大分違ってくるのではないかと考えているのですが、今売り払ってしまうということは、外堀どころか内堀も埋めにかかっているのかというふうに思うのですが、そういうことは考えてはいないのでしょうか。

（樽病）事務局長

私どもは、いわゆる築港地区に新病院を建てるということで基本設計の作業も進めているわけですから、そういった中で、向かいのかねてから使用されていない、いわゆる看護師寮、それから高等看護学院の生徒の寮として使っていた建物を、今回売り払うというふうに考えたわけでございます。

菊地委員

ところで、ここは埋蔵文化財とか、それからカルテを保存して使っているということを聞いているのですが、そういう物はどうするのでしょうか。移す場所はあるのですか。

（樽病）総務課長

現在、倉庫というか、病院のフィルムとかカルテとかも入っております。そのほか今おっしゃったように、ほかの部局の物も入っております。それにつきましては、それぞれの部局に連絡しまして、順次ほかのところに移していただくというふうになっております。

菊地委員

ここを売り払うというふうになると、中に入っている物をどこかに移そうというふうにして必死に考えるわけですから、先ほど武井委員がおっしゃったようなあそこを使っている部分も、どうも何とかしようと思ったら道があるのではないかとというふうに私は思いながら聞いていたのです。あまりこれは言いたくないのですけれども、そう

いう立場でのきちんとしたやる気とありますが、そういうのをぜひ見せていただきたかったというふうに思います。

病院問題については、財政計画、それから場所の問題についても、まだまだ論議が必要なことが残っているのではないかというふうに思っていますので、いろいろな場面でまた質問をしていきたいというふうに考えているところ です。

北野委員

診療報酬のマイナス改定の影響について

今の菊地委員の質問に関連するのですが、先ほど診療報酬のマイナス改定の影響について説明があったのですが、その中で3.16パーセントの平成18年度の診療報酬の改定と、これはマイナス一辺倒ではないと思うのです。個々のことについてはプラスになっていることもあると思うのですが、総体として3.16パーセントです。だから医師会なんかは猛反対したわけで、こんな大幅ダウンはかつてない。小樽病院だけが、その診療報酬の改定から逃れるようにプラスのところをうまく取り入れて、診療報酬3.16パーセントマイナス改定にもかかわらず黒字になっていると、こうやって胸を張っているのだけれども、日本全国の病院がそうやってやったら3.16パーセントも減額なんていうことはあり得ないわけです。だから、小樽病院は赤字解消がなかなかできなくて苦労しているのに、診療報酬のマイナス改定のときだけはプラスにする、そういう能力があるのだろうか、私は不思議だなと思うのです。

それで、私は小樽病院総務課長のように会計については詳しくないから、初歩的なことを教えていただきたいのですが、18年度のマイナス3.16パーセントの改定するとき、外来の方はマイナスになっているのですが、入院の方はプラスだという話なのですが、その主なもの、項目についてちょっとわかるように説明していただけませんか。マイナス改定の中で、なぜ入院が黒字になったのかということ。あれだけ医師会の反対している中で、小樽の市立病院だけうまくやったということというのは、ちょっと注目に値するものですから、教えてください。

（二病）事務局次長

やはり大きなものは、先ほど小樽病院総務課長からもありましたように、新設された7対1看護体制によるというのは大きいです。これにつきましては、今回の診療報酬、今、北野委員がおっしゃるとおり3.16パーセントのマイナス改定ということで大幅な改定だったわけですが、今回のその特徴としまして、一つには急性期医療に対して手厚くなったということです。そして国の総体的な医療費抑制の政策の中で平均在院日数を下げたり、そういったことに対して手厚くするということが、全国的にもその急性期医療で7対1入院基本料を取っているところ、それからあとDPCの包括をとっているところは、総じてプラスの方になっているという報告がなされています。

北野委員

資料が何かあるのでしたら後でください。

（二病）事務局次長

はい。

北野委員

駅前再開発について

そこで、別な問題で、市長もおられますので、プールに関する再開発のことをちょっと伺いたいのなのですが、市長も市役所に勤められて非常に長い。私も議員は相当長くやっているのですが、最初の駅前再開発、それから今度の再々開発で、心配なことが二つあるのです。一つは、1回目の再開発のときに当時の小樽駅前第3ビルは、レジャー施設と位置づけられて、当初はボーリング場で設計されたのです。ところが、ボーリングが下火になったというので、急ぎょホテルに変わったのです。そのときに、基本設計がそうなっているものだから、物すごく使いづらいホテルだということが出発せざるを得なかったと、こういうのがあるのです。それから、今は規制緩和

でどうなっているかはわかりませんが、当時としては、小樽のような中間人口の都市は、宴会場を持ったホテルは一つでいいということで、当時、今のグランドホテルの前、あのホテルを建てるときに、なかなか補助をもらえないというので、民間の方が苦勞をしたのです。だから、そのときに、国際ホテルに宴会場をつくってやるという小樽市の方針に対して、それはおかしいではないか、競合するという意見が出たくらいです。あのころから見れば、ずっと人口は減っているわけですから、そういう点で最初から欠陥を持ったビルとしてスタートせざるを得なかった。結局、市民の合意のないまま国際ホテルとして出発せざるを得ないということになったのです。民間の経営者の方からの強い反対があったわけですから、これは市長は知っていると思うのです、この人物やなんかも全部。今は市長の応援団をしていますけれども。

そういうことを思い起こしますと、今度の再開発でプールの問題で大きな反対が起こっている中で、市長のそういう方針であくまでもいくということになっているから、私はやはり駅前再開発で心配するのは、少なくとも市民のある程度の合意の下でやる事業でなければ、近い将来、障害が出てくるのではないかと心配もするのです。そういう点は、市役所に勤められて長い山田市長も記憶にあると思うから、その辺は全然頭の中をよぎりませんか。

市長

昭和40年代に行った駅前再開発は、官主導で進めた事業です。御承知のとおり今回は民間主導ですから決定的に違う部分があります。したがって、前回いろいろな経緯があったようで、詳しくは私も知りませんが、いろいろなことがあったということは聞いていますけれども、そういうことで当初の計画とは全く違ったものになってきたということは知っていますけれども、今回は民間主導でやっていますので、一定程度我々もいろいろな意見は申し上げますけれども、民主導というそういう違いがあって、これから先にいろいろな心配があるのかわかりませんが、一応計画をつくって権利者の合意を得て進めているわけですから、当時の再開発事業とは根本的に違うということだけは、御理解願いたいと思います。

北野委員

市が直接再開発をやるか、民間でやるかという手法の違いは、基本的な点は違うのですけれども、だからといって民でやったからといって、私も、当時の再開発を考えながら今度のプールを実現できないで、そして必要と思いつつも泣いてもらうというやり方が近い将来障害になるのではないかと、危ぐを持っているから、伺ったわけですから、これはこの程度にしておきます。

それから、同じく再開発ということの表現と、長崎屋や都通りの付近に、私は1回目に聞いたのは、市長から議案説明のときに聞いた中心部に大型駐車場を考えているから市としても全面的に応援したいという話があって、コンサルタントに頼んで絵をかきましたよね。その概要について、まず説明してください。

（建設）まちづくり推進課長

長崎屋、都通り、それから駅前の三つのビルを中心として大規模な駐車場をつくりたいというのは、さかのぼれば平成11年に市の方に、そういった形でつくりたい。みずからつくるので、ぜひ市の方の支援もお願いしたいということが、最初でありました。商店街の方で検討委員会というのが立ち上がりましたので、そこには当時の建築都市部と経済部も一緒に参加をしまして、さらに民間のまちづくり協会とか、当時できましたNPO法人のそういったところの外部の専門家も参加をいただいて、合計11回、平成13年ぐらいまでに11回の検討委員会を開いた。そういった中で、いろいろな図面を基に、あるいは再開発に向けた資金計画、そういったものを検討したということが、この流れでございます。その後、一応長崎屋を中心としたその土地の部分をやるということだったので、13年に一応の投資計画なりを立てましたけれども、長崎屋もいろいろな動きがあったものですから、長崎屋と15年ぐらいまでいろいろとこれを検討してきたということがございますけれども、長崎屋が会社更生法で申請をして、なかなかその更生計画が最終的に立たない。18年に更生計画が終了しましたが、その当時はまだめどが立っていないということで、話としては、そこで一応どういうふうに進むかということとは結論がでないということで、今まで引

きずってきたと、こういう経過でございます。

北野委員

経過はわかったのだけれども、その規模とか何か。どこの場所か、具体的に。

（建設）まちづくり推進課長

種地としては、今の長崎屋の裏側の方、都通り側の方に平面の駐車場があります。それと都通りの商店街まで含めた4,800平方メートルぐらいの規模です。そこに駐車場としては5層ぐらいのもの、それから併設としてマンション9階建てぐらいということで、おおむね駐車場の規模としては320台ぐらい、マンションとしては30戸程度、こういったことで総事業費としては、当時の金額としては19億円から20億円と、このような想定の基にコンサルタントの方からいただいたというところでございます。

北野委員

本会議のやりとりを聞いていますと、ほかの議員の方も丸井今井の跡の再利用の問題で、マルサのところを自走式の駐車場にうんぬんと、こういうことであそこの再生を検討しているというようなお話もありました。今、310から20ぐらいの台数というお話ですが、マルサのところを自走式にしたら何台ぐらいになるのですか。

（建設）まちづくり推進課長

丸井今井の空き店舗の活用といいますが、その利用というのは、今の小樽市の商業を含めていろいろな課題でありまして、関係者を含めていろいろな検討をされているというふうには聞いております。ただ、具体的にどれだけのものをどうするかということは、今まさに検討中というふうには聞いておりますけれども、仮にあそこに新たに店舗として活用しようとするれば、必要台数としてはやはり200台から300台は欲しいのだという検討はされているというふうには聞いております。

北野委員

面積からいって、今立ち消えになっている、凍結されているというか、駅前の駐車場の面積には及ばないから、300台にはいかないだろうというふうに思うのです。そこで、なぜ立ち消えになったかというのは、今、経過を聞いたら長崎屋の経営がうまくいかなくて、小樽単独でそういう長崎屋が中心になって、あの裏に大型駐車場をつくるということの話が進まなくなったというのが原因というふうに受け取れるのですが、そういう認識でいいですか。

建設部長

実は、この部分を私が担当していたものですから答弁をしますと、長崎屋の件は事実なのですが、もう一つは商店街、特に都通り商店街の方も、総論は全体計画はよしとするけれども、個別の案件としてはなかなか一枚岩になれないというのも、ある程度その計画を見直すといいたまいますか、そういう原因になってございまして、そういう点では、なかなか地元の足並みがそろわなかったのも事実だろうというふうに考えてございます。

北野委員

大型の事業をやる場合は、それは利害関係が対立することもあるから、そういうことはいつの場合でもあるのです。けれども、それを針小棒大にやってそれが原因だとなったら、あそこは未来永劫駐車場なんかの話は成り立たないということになるのです、建設部長の話が本当だとすれば。私はそういう認識ではないですから。だから、今、大型の駐車場について個々の商店の方は、どうしても雨風に当たらないで商店街に人が来られるような、そういう自走式の駐車場を望んでいるわけですから、だからこれについては、改めて関係者と相談して、まちなか活性化というのなら、自走式の駐車場が求められているわけですから、あそこで平面駐車場というわけにはいかないですから、やはり自走式の一定の規模の駐車場が必要となるわけで、そういう点でもまちなか活性化の点では、駅前の方は再開発だけれども、こちらの方も再開発ということで始まった駐車場の話ですから、ぜひこれを民主導になるかどうかはわかりませんが、やはりそういう経過があるわけですから、私は可能性はあるというふうに思うのです。ところで、そういう場合、民間でやる場合でも小樽市から補助金を出して援助するということは、これは

可能ですから。

そこでマイカル開業のときに、百数十億円の税金を投入してもらったりなんだりしたから、その申しわけないという気持ちかどうかわからないけれども、マイカルから 5 億円寄付されましたよね。5 億円はどうなっています、全部使ってはいないと思うのだけれども。

(財政) 中田主幹

当時平成11年度に 5 億円の寄付の採納がございまして、その後平成13年度から一部それを取り崩させていただいています。用途といたしましては、中心街のハード整備なりソフト事業に年間2,000万円から3,000万円ほど取り崩して使って、現在残高は、17年度末ですけれども、約 3 億7,500万円となっております。

北野委員

だから、5 億円のうち 3 億7,000万円は、まだ残っているということですね。それで全額とは言わないけれども、こういうお金もあるということで、駅前第 3 ビルの再開発は、主にあそこのテナントやマンションの方々のための駐車場です。だから広く一般の方々を対象にする駐車場というふうには理解していないので、依然として中心街に大型の駐車場が必要なことは間違いない。マルサの跡をどうするかというのも、まだテナントが決まらないから、駐車場だけスタートするというふうにはならないと思うから、これはセットになると思うから、そういう点を考えて、長崎屋も経営が落ちついたみたいですから、今改めて、まちなか活性化のそういう目玉として、長崎屋を含む関係の町会と市の方があの話はどうなったということで、相談に入るといふつもりはないのですか。

(建設) まちづくり推進課長

今、まちなか活性化の計画の話が出ましたけれども、委員も御承知のとおり、新しい中心市街地活性化法が制定されまして、小樽市も平成19年度中に、新しい中心市街地活性化法に基づく計画づくりを行うということで、2月26日に商工会議所とそれから駅前ビル株式会社で、「小樽市中心市街地活性化協議会」ができました。その協議会というのは、中心市街地に対するいろいろな意見を申し述べるという役割を果たしているのですけれども、市が今計画をつくる段階で、そこには駅前ビルも入っていますし、都通りの方も入っております。それから、今再開発による第 3 ビルの方も入っているということで、さらに広く市民の方々の参加も得ておりますので、改めてその段階で、どういった形の駐車場が必要なのか。それから今、丸井今井の部分のお話もありましたけれども、トータルとして、丸井今井も含めて、その再開発といいますが、丸井今井の跡地利用の中での駐車場の問題、それから商店街でやっています駐車場共通利用システムの話だとか、そういったものでトータルとして市の中心部の駐車場はどうあるべきかと、そんな議論の中で改めて関係者の御意見等々を伺いながら、そのあたりの整備をしていきたいというふうに考えております。

北野委員

市長に伺いますけれども、今の話なのですけれども、我々がマイカルのことを言うと、いや、まちなか活性化のため、中心市街地の活性化のために努力をしているというふうに、市長は、そのたびにおっしゃいますから、私はいろいろあっても、この駐車場の問題は、一つはいろいろな利用者に聞いたけれども、やはり駐車場がネックになっているのです。ですから、その点で、今のまちなか活性化の中で、民主導になるか、市主導になるかは、市の直営になるかは別にして、小樽市が音頭をとって、やはり中心市街地の活性化、人を呼び込むために駐車場というのは、私は時代の推移からいって避けて通れないと思うので、このあたり市長はどういうふうにお考えなのですか。

市長

今、まちづくり推進課長から答弁しましたように、これから中心市街地活性化計画もつくりますので、その中で中心街の駐車場の必要性といいますが、そのようなものを含めて、これから議論していきたいと思えます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

新病院の診療科目について

それでは、私の方から 2 点ほど簡潔に聞いていきます。

最初に、新病院の診療科目に関連して、お聞きしていきます。

私は、常日ごろ食は医に通じ、生きることに通じるということで、食育など質問をさせていただいております。

また、食べるものからいけば、歯科の医師ですが、歯に関連していろいろな病気が起こっているとも聞いております。

また同時に、こういうような原因になっている部分で口腔外科についてお聞きいたします。以前、この診療科目の中に口腔外科があったと思いますが、これが見直しによって、結果的になくなりました。まず、この経緯を教えてください。

（総務）市立病院新築準備室法邑主幹

歯科口腔外科に関しての御質問ですけれども、道内で歯科口腔外科を開設しております市立札幌病院とか、市立旭川病院、市立函館病院など、道内の市立病院の患者数とか、あと収支状況などについて調査を行いました。また、その調査結果、患者数とか、収支状況なども考慮して、それらに加えて一般歯科診療を入院まで、入院に限るのか、あるいは外来に限るのかというような検討もしまして、市内の歯科診療所とのすみ分けと申しますが、そういうことに考慮しまして、新病院における患者数の予測とか、収支試算を行ってきたところであります。先ほども山田委員からお話がありましたように、基本構想あるいは見直しの検討結果の段階では、新設していこうということでしたけれども、平成17年の見直しの結果によりまして、そういうことも勘案をしまして、一定のニーズは予測されますけれども、その需要の程度とか、あと採算面というのは難しいだろうということがありまして、開設は見送ったところであります。

山田委員

皆さんも御承知だと思いますが、この二次医療圏において、歯科口腔外科がない管内は、宗谷管内と、この後志管内であると思いますが、それは本当ですか。

総務部吉川参事

私の手元にあるうち、21の医療圏があるのですけれども、11の医療圏には入院施設を持った歯科口腔外科があるというふうに聞いています。直近のデータはありませんけれども、2年前に検討したときには21医療圏のうちの11医療圏ですから、そのほか10医療圏については、まだないというふうに当時は考えてございました。

山田委員

私の方で一応聞いている範囲ではその二つということで聞いていますが、この歯科口腔外科は、果たして不採算部門なのでしょうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

総務部吉川参事

実は、今、主幹が答弁しましたように収支試算をやりました。ただ非常に難しい試算です。ただ今は、全国公私病院連盟とか、全国的な統計をとっている中では、歯科口腔外科の採算性というのは、非常に悪い部門に入ります。それと主幹が答弁しましたように、やはり歯科には、一般歯科と歯科口腔外科があるわけです。やはり小樽市内の歯科開業医との関係があって、やはり病院では一般歯科というのは受けないのだと。歯科口腔外科に特化して、あるいは入院患者については、当然一般歯科もやるのだという押さえで、まず患者がどのくらいいるか、そこから試算を始めなければならないという中で、いろいろな条件をつけて試算したところ、私どもの試算では、やはりどうしても不採算になるというふうに考えてございます。

山田委員

私も聞いている範囲ですが、例えば岩見沢、苫小牧、こういうところでは過大な設備はしていない限り赤字にはならない。一部、札幌では赤字のところがあるとも聞いております。ですが、ほとんどの病院は黒字経営をしていると聞いております。それは皆さんいろいろな統計のとり方がまた違うと思いますので、それ以上は聞きませんが、それではお聞きしますが、歯科医師会とのこういうような協議をされていますか、いませんか、そこら辺をお聞きします。

総務部吉川参事

ちょっと試算について申し上げますけれども、いわゆる収益とか患者というのは、どこの病院でも出ているわけです。ただ、その歯科口腔外科に係る経費の部分というのは算出できないのです。それで、先ほど言いましたような全国公私病院連盟の統計をとっています。というのは、歯科口腔外科というのは、普通の診療科と違まして、やる場合には当然X線も要りますし、処置室も要りますし、そういう設備投資で大体2,000万円ぐらいかかるというふうに言われているわけです。そのスペースも要ります。おまけにオペ室も使います。ベッドも使います。そういう経費を全部ひっくるめると、特に一般歯科はやらない中での黒字というのは見込めないというふうに、私どもは考えています。

あと歯科医師会のお話ですけれども、当然私が2年前に来ましてから、何度も歯科医師会の事務局と話しておりますし、この間、最終的な見直しの中で主幹が答弁しましたように、歯科口腔外科は難しいというお話を小樽病院の院長が歯科医師会の方に出向いて、その経過を説明してきております。去年の12月ですね、最終的には11月末に変更内容を決めたときは、私が歯科医師会長の方に行きまして、今の事情を、基本的に自治体病院はコンパクトにするという流れの中で、今やっていないものを新たに設置するという事は非常に難しいという話もして理解を求めてきたというところでございます。

山田委員

私も知っている歯科医師の方で、開業医ですけれども、実際に開業なさせて、こういうような歯科口腔外科を自分の病院で開設されて、本当に腕のいい医師がいます。できれば、こういう方を市立病院に招いて、そういうような収支の改善、やはりこういうのにも私はまた一考かなという気はするので、これ以上は深くは質問はしません。

オタモイ住宅2号棟について

次に、質問を変えますが、今年の8月にオタモイ住宅2号棟が完成すると思います。

まず、何戸入居することができ、そしていつできるのか、お聞きしたいと思います。

（建設）建築住宅課長

現在工事中の建設が何戸でいつ完成かというお話ですけれども、工期が8月24日で工事を進めておりまして、おむねそれをめどに完成の予定で進んでおりまして、2号棟は部屋数が50戸でございます。

山田委員

それでは、1号棟、2号棟合わせて何戸になるのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

1号棟が一昨年完成しているのですけれども、55戸の部屋数でございますので、合わせまして105戸になります。

山田委員

私は、オタモイに住んでおりますが、1号棟もちよくちよく見ております。中にも入っております。やはりコンクリートが打ちっ放しで、いろいろと御老人がいて、横また上下の関係、住んでいる方々は非常に交流が薄くなっていると思います。これは単にそのコンクリートの打ちっ放し、そういうもの、ましてそういうような老化がひどくて出歩かない、そういったこと以外にも、やはり何らかの関係があると思うのですが、その関連として周辺整備で、特にオタモイ住宅で今後考えている施策があれば、教えていただきたいと思っております。

(建設) 建築住宅課長

周辺整備があるかという御質問でございますけれども、平成19年度の予定ですが、外構工事の一環で、例えば緑地整備ということで、ちょうど斜面地にあるのですけれども、それを造成して建物が建っているのですけれども、この斜面地等の部分を利用して、1号棟それから2号棟の入居者のために花を植えたり、野菜を植えたりできるような菜園を整備する予定でございます。

山田委員

それは、ほかの市営住宅でもあるようなものでしょうか。まず、その内容はどうでしょうか。

(建設) 建築住宅課長

すべての市営住宅に菜園が整備されているものではございません。最近、勝納住宅等は、今、委員が御質問しましたように、やはり環境整備の一環として、そういう緑の部分、土の上につくるという方針がありまして、今回オタモイ住宅でも予定しています。内容といいますか、形態でございますけれども、あまり大きくはないのですけれども、1世帯当たりが利用できる大きさは幅が2メートルで、奥行きが3メートルほどの菜園を予定しております。

山田委員

これは、全戸数が利用可能ということによろしいですか。

(建設) 建築住宅課長

今、予定していますのは、105戸分の菜園を整備する予定でございます。

山田委員

本当にこういうような整備をされて御苦労されていると思います。ますますやはりこういった無機質なそういうような市営住宅に住む人方に、また安らぎを与える、活力を与えるような施策をこれからもどんどんしてほしいと思います。

成田委員

若竹道営住宅について

現在、若竹町に道営住宅があるのですけれども、今、新しい道営住宅が築港地区に建てられています。住み替え住宅として道営住宅を建てているわけですがけれども、現在の道営住宅が北海道から市に移管されるのはいつですか。

(建設) 建築住宅課長

国道沿いに建っています若竹道営住宅が市に移管されるのはいつかということなのですけれども、今の予定では平成20年度に事業主体変更がされます。

成田委員

平成20年度にいただくわけなのでしょうけれども、3棟建っていますね。3棟それぞれ建った年数、一度に建つわけではないから、年数が3号棟、1号棟、2号棟という順番で建ったのですけれども、それぞれの年数はどういう状況で建っていますか。

(建設) 建築住宅課長

3棟建っていますけれども、小樽側から1号棟、2号棟、一番札幌側を3号棟と呼んでいるのですけれども、1号棟が昭和45年に建設されまして、2号棟が昭和47年、3号棟が昭和44年に建設されてございます。

成田委員

昭和44年からもう建っているということは、かなり老朽化が進んでいる。そのために道営住宅を築港地区に建てたと思うのですけれども、これは耐震工事になるという話を聞いているのですけれども、それは平成20年度に償還されて、市営住宅になってから耐震工事に入るということなのですか。

(建設) 建築住宅課長

耐震工事はいつからということですが、今、工事の予定をしておりますのは、小樽市になってからで、平成21年からを予定していますが、2号棟に関しては、19年度に耐震工事のための調査、設計を予定しております。

成田委員

2号棟というのは一番新しい建物で、3棟の中で昭和47年に建てた棟から行うということは、何か意図があるのですか。

(建設) 建築住宅課長

まず、現在入っています入居者の方が、今年度中に新しい築港道営住宅ができますので、皆さん3段階で引っ越されるのですが、今年度中にいなくなるのですが、何人か事情があって中止する世帯が残る形になります。それで、その世帯の方は1号棟に引っ越ししていただきまして、2号棟と3号棟が空になる状態なのですが、その中で、まず耐震補強工事というのは非常に大がかりな規模になるものですから、まず1棟を工事の工法とか、予算規模等を判断した上で事業を進める必要があることから、初めにたまたま建設年次は若いのですが、2号棟から着手するという予定を建ててございます。

成田委員

この真ん中の棟というのは、2階から住宅になって1階の部分というのは商店主、それぞれ持ち主が違うと思うのですが、その持ち主の対応というのは、どのような状況になって、その話合いを進めて、そして協力してもらえるような姿になっているのか、その辺はどういうふうになっていますか。

(建設) 建築住宅課長

1階に区分所有ということで、店舗や事務所が入ってございます。このうち事業主体変更になる話というのは、北海道の方で説明会等をしていたのですが、昨年の7月から具体的に区分所有者の方か借家人がいるので、そちらの方に市の方で個別に面談して、事業スケジュール等を説明している段階でございます。

成田委員

1階の部分というのは、それぞれ持ち主が違うと思うのですが、所有者と営業している事業者との違いとありますが、事業者が違う部分というのがあると思うのですが、その辺の対応はどういうふうになるのですか。

(建設) 建築住宅課長

工事に関しましては、基本的には、その建物の所有者と小樽市が建物を財産として所有しているわけですから、どういう形で進めるかということの話をしていく形になります。ただ、借りて営業等をされている方も同じような情報を伝えております。ただ基本的には、家賃をお支払いいただいている形ですので、その区分所有者の方と借りられている方のまた協議になるかと考えています。

成田委員

それでは、事業者はあくまでも大家の対応ということになるわけですか。営業している人は情報は入るけれども、その工事にかかわることについては、事業者も市と直接は話できるのですか。

(建設) 建築住宅課長

昨年も使用されている方にも同じように説明してございまして、これからも基本的には所有者の方が事業主体にはなるのですが、情報を伝えるだけではなくて、市の方で積極的に協議、調整をしながら進めていきたいと考えています。

成田委員

当然、耐震工事に着手することになるわけでしょうけれども、その中でやはり営業している部分の話合いという

のは、所有者と事業者とに振り分けて話をされるのですか。

（建設）建築住宅課長

協議の中で、個別に協議することもあるかと思いますが、基本的には同じテーブルでやったり、また細かい例えば費用の負担の関係等になりましたら個別になっていく形で予定しております。

成田委員

個別というのは、両方ともやるということですか。事業者に対して個別に話し合うということですか。それとも所有者に対して個別ということですか。

（建設）建設部長

今、建築住宅課長から答弁を申し上げましたように、あくまでもその区分所有者が所有者ですので、その方が事業主体です。それに対する借家人という部分で使い分けていますけれども、借家人はあくまでもたな子ですので、区分所有者が原則借家人と打合せをするという形になります。ただ、原則的にやってしまうと話が進みませんので、便宜的に市は所有者と借家人を含めて案内をしていく。ただし、最後のお金的な話になると、やはり所有者と借家人の話合いというような形になろうかと思えます。

成田委員

所有者があくまでも市との対応をして、そして最終的には借家人が所有者との話合いを進めるということになる。借家人は市との対応はないということなのですか。

（建設）建設部長

貸す者として、1棟の中に入っていますから混乱しますけれども、限られた部分はまさに1戸建ての建物を持っていることと同じことですから、そのオーナーがたな子と打合せをするのは当然。というのは家賃収入を受けて利益を上げているわけですから、それを市が所有者に変わって補償という話は理に合わないと思っています。ただ、いろいろな形態があるので、相談には乗っていきますけれども、原則はそういうことになっています。

成田委員

自治体とそれからあそこで営業をしている人たちの話の中で、ずいぶんいろいろなことが起きてくると思うのです。やはり地域を活性化してきた、そしてあの地域というのは、昭和30年後半のころはひどい状態だったのですから。あそこにああいう建物が建って、ああいうふうな立派な建物になっていったというのは、やはり自治体のおかげだと皆さん思っています。ただ、今入っている人たちというのは、そういう気持ちがあるかどうか、薄れている部分があるのかなと思いますけれども、そういう歴史のあったああいう建物を建ててくれたという恩を感じさせるような話合いを、それから持って行って、そしてこういう地域の人たちのそういう面を理解してもらって、自治体として、これからのたたき台の中に、そしてそういう話をぜひやって、新光町の今空き地になっているところの話をするのは恐縮かもわかりませんが、ああいうような状態にならないように、精力的にお話を進めていただきたいと思えます。

それと、今1号棟、2号棟、3号棟、それぞれ住民の方の駐車場はどのような形になっていますか。

（建設）建築住宅課長

道営住宅の駐車場として、一部数台があるのですが、そのほかに2号棟と3号棟の間に、小樽市の土地を所有してございます。その土地を道営住宅の自治会に貸しまして、自治会の方で駐車場として一部使用しております。

成田委員

当然、3号棟があきになってしまいますね。そして3号棟の人たちの駐車場というのは、今確保していると思うのですが、確保はしていませんか。

(建設)建築住宅課長

道営住宅の関係ですので、ちょっと今情報を持っていないのですけれども、1号棟、2号棟、3号棟で駐車場がありますので、その中で割り振りをしているかと考えます。

成田委員

やはり今、車社会ですから、それぞれ住宅に入っている人というのは、駐車場を確保してやらないと大変な状況になりますので、そういう面も含めて、譲り受ける以上は、そういう駐車場を確保できるようなスペースをぜひ確保してやってほしいと思うのですけれども、そういう点はいかがでしょうか。

(建設)建築住宅課長

道営住宅として、今利用されている駐車場の台数を増やすということになりますと、さらに土地を取得するなり借りるなりということになるかと思うのですけれども、ちょっと今の段階ではそういうことが周辺に土地があるかとか、まだ検討には入っていない状況ですので、今後その辺も含め可能かどうかとも研究していきたいと考えています。

井川委員

葬斎場について

それでは最後の質問で、人生最後にお世話になる葬斎場についてお尋ねします。まず1年間の稼働日数と利用件数をお知らせください。

(市民)葬斎場長

1年間の稼働日数ですが、365日のうち友引日というのは大体年間60日ございまして、これと正月の1日、2日が休みなもので、およそ300日が稼働日数です。平成17年度の火葬件数ですけれども、1,691件でございます。

井川委員

そうすると大体1日平均が出てきます。それで、ちなみに1人当たりの費用というのですか、経費は幾らぐらいになるのですか。

(市民)葬斎場長

維持管理経費、光熱費等、それから人件費を含めまして、それを年間の件数で割りますと、1体を火葬する費用は3万8,000円ほどになります。

井川委員

私たちは、唯一無料で利用させていただいております。そこで、1日7件以上あって、非常に忙しい日が300日のうち何日ぐらいありますか。

(市民)葬斎場長

今年度の今までの数字なのですが、2月末ということで話しますと、87日が7件以上です。

井川委員

2月現在で87日、恐らく1年で90日ぐらいあるだろう。3分の1ぐらいは大体その友引の何かにぶつかって忙しい日々がある。なぜこれを聞くかということ、実は今、葬斎場に来るバスが同じ時間に殺到するのです。そうするとこれは先着順ということで、最後に来た人はずっと待っていないといけないわけです。それで、一応葬儀会社にお尋ねすると、今日はちょっと込んでいますと言うから、20分が30分待ちかなと思ったら、実はこの間、最高で1時間半待ったという方がいらしたのです。そうするとこの葬斎場で待つというのは、大雪なんかがぶつかりますと、非常に遺族の方はお疲れでございます、いろいろな死に方があると思うのです。ぴんぴんころりとお亡くなりになる方はないと思う。ほとんどが看病されて非常にもうお疲れのところ、1時間半もバスからおりられないという状態です。これが例えばどこかへ自由に行けたらいいのですけれども、バスから原則的におりてはだめだという指令

があるそうなのですが、それは事実なのでしょうか。

（市民）葬斎場長

御指摘のお話ですけれども、私どもはそういう順番待ちの方が見えられたときには、トイレへ行かれる方もいらっしゃるし、それからのどが渴いたということで、売店の方へ行かれる方もいます。それからバスからおりて、少し窮屈なので運動するというか、そういった方はいらっしゃいます。それは、特にだめですということではなくて、自由にさせていただいています。ただ、6件が先に入っていますので、いわゆる控え室もロビーもほぼ満杯状態ですので、そこへそのバスの40人なりの方がどっと入っていくと、先に入っている客にいろいろと混乱が起きるというか、私どもはやはり先に入っている、いわゆる収骨待ちの客を優先することで考えますので、そういった面でするだけバスに乗っていただきますということです。

よくあるのは、「準備ができましたのでお入りください」といっても、1人、2人がいないということはしょっちゅうあるのです。変な話ですけれども、以前にしばらくおじいちゃんがいないのだと。そしてトイレを探したり、それからいろいろ周りを探したのですけれども、ややしばらくして戻ってきたのですが、墓へ行ったというのです、夏のときなのですけれども。たまにそういう例もあるのですが、要するに自由にしまうと集まりが悪いのです。そういったこともあって、私どもはできるだけそういった団体でいてくださいという意味で、バスの中でお待ちくださいということを行っていますので、絶対バスからおりるなということではないのです。その辺、ついてきている葬儀会社とか運転手は、バスからおりるなということを行っているのですが、それはそういった意味を含めて私どもからお願いをしているということです。

井川委員

原則的にはおりてはいけないということなのですね。トイレへ行ったり、例えば買い物をしたり、水を飲みに行くぐらいはいいけれども、それ以外はじっとバスの中にいなさいということで、季節が真冬だったり、例えば真夏だったり、ずっとエンジンをかけっぱなししているということは非常に苦痛なのです。私も今回は近い間で2度ほど、1回目は45分待ちました。それで2回目は1時間10分待たされました。私のこの年齢でも結構苦痛です。やはり寝ないで一晩例えば線香をつけて起きているという、そのバスに乗ってその1時間半、1時間10分とか45分というのは、非常に苦痛だと。お年寄りというのは何も飲まなくても何となくじっとしていなさいというと、トイレに行きたいとか、あっちに行きたいとかと行くのです。あるときにトイレに行き帰ってきて、3台目のバスだと思って乗ったら、違うバスだったのです。そのバスの皆さんが御飯を食べているから御飯もよばれた。しばらくしたら、どうも違う、何か知っている人がいないと思ったら、全然違うところで御飯を食べてきて、結局一生懸命探している。バスに乗ってさえもそういう感じなのです。ですから、やはり葬式なんかというのはめったに会わない親せきもいたり、ほとんど顔の知らない方もいることがあるのです。ですから、非常にこの待ち方としていかなんかの。

そして、できれば例えば葬儀会社を指導するという意味ではなくて、何か話合いで、皆さんは大概10時に葬式で、11時に出棺というのが非常に多い葬式の形態なのです。ですから、例えば11時に葬式をして12時に出棺してもらおうと、その1時間を待たなくていいわけですね。ですから新しい葬斎場ができて非常にいいのですけれども、やり方としては旧態依然としてその先着順で、もう絶対車からおりてはだめだと、そういう何か非常に締めつけもあったりして、もう少し考いたらいいのではないかと思うのですけれども、何かいいお考えはありませんか。

（市民）葬斎場長

確かに長い時間バスの中で窮屈な思いをしているのは、私も目の当たりにしてしまっていて、心苦しく思っております。しかし、いかんともしがたいのです。6か所しかない炉に、同じ時間に7件が来ていますと、7件目の客はどうしても火葬時間に1時間半待つ、それはもうどうしても仕方がないのです。だからそうすると、やはり到着時間を調整していただくということにしか、解決策はないのです。そうでなかったら、今6炉ある火葬炉を倍にでもつくれば、これはできるのですが、そうもいかないということであれば、到着を調整していただく。毎日、葬儀会社

からこちらの方に何件あるのですかというような問い合わせもありますので、一定の調整はしているようです。ただ、やはり葬儀もありますので、決まった告別式の時間というのは、葬儀会社の一存ではいけないという、お寺の都合もあるでしょうし、そういったことで時間が決まるものですから、出棺時間がある程度決まっていますと、例えばお寺に少しお経の時間を短くしてくださいとか、あるいは、待っているようだから少し早く出ましようとか、そういった調整は葬儀会社の方ではやっているようですが、私どもの方から、言ってみれば、その出棺の時間を何時にしてくれというのは、いわゆる行政主導的なお願いというのはできないのです。ですから、委員がおっしゃることはよくわかりますし、私もそういったことを見ていますので、何か機会があったときに、葬儀会社の方にこういった客の不都合があるので、迷惑がかからないような何かいい調整の方法をしていただければいいなということでのお願いをすることぐらいしか、私の方から声をかけることしかできない、そのような状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

井川委員

決して行政命令ではなくて、話し合いをして、人生最後のセレモニーですから、あまりその苦痛を与えないように、できるだけ気持ちよくお帰りになっていただくという姿勢も大事かなと。

そして、もう一つお願いがあるのですけれども、今、葬斎場というのは、意外と軽食コーナーとか喫茶コーナーとかございますよね。でも、今、小樽の葬斎場にはついていません。けれども、何となく夏はアイスコーヒーでも飲みたいとか、冬はホットコーヒーを飲みたいとかという部分は非常に今希望が多いと思うのです。ですから中につけられなくても、例えば移動カフェを持ってきて、あそこに許可をしていただくとか、表の方に例えばプレハブで、どなたか民間でやりたい方がいたら営業していただくとか、何かちょっとこうほっと一息するようなところ、そうしたらバスからおりてお茶を飲んでも見える範囲ですから、いかがなものかと思いますが、そのような考えは全くないでしょうか。

(市民)葬斎場長

プレハブというのは、一時的に避難の措置としては考えられると思うのですが、今の場合はちょっとやはり難しいと思っています。それと、施設の中でそういった喫茶コーナーみたいな部分もスペース的には可能なのですが、そこへ仮に設置しても、私どもはその順番待ちの客をそちらへどうぞということには、仮にできても、先ほど言いました理由で、そこまではできないというふうに考えますので、ちょっとその辺も難しいかなと。なにせ、そういったことをもろもろ考えますと、あそこに業者の方が焼きいも屋のようなリヤカーを引っ張ってきて、何か売り物でもするのであれば、それは使用許可か何かとって、そういう営業行為を認めることはできるのでしょうか。そこまではちょっと私どもは考えておりません。

井川委員

大変難しく、やはり何といても先着順ということになるのですね。

それで、最後になるのですけれども、大変今の小樽の葬斎場の収骨の技術はすばらしい。そして北海道の小樽にこんなすばらしい技術を持った人がいるのだということで、実は若い男性の方から私の方に手紙が来まして、私は死ぬとき小樽で死にたいと、そういうふうに言ってきました、私は感動しました。非常にやはりそういうすばらしい技術を持っている小樽の葬斎場ですから、できればあまり不快感が少なければ大変幸せかなと思って質問いたしました。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。